

白岡市第2期地域福祉計画

白岡市再犯防止推進計画

白岡市成年後見制度利用促進基本計画

(案)

目 次

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置付け	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	4
第2章	地域福祉の現状と課題	7
1	人口	7
(1)	人口構成	7
(2)	人口の推移	8
2	高齢者の状況	9
(1)	高齢者人口・高齢化率の推移	9
(2)	高齢者世帯の状況	9
(3)	要支援・要介護認定者数の推移	10
3	子どもの状況	11
(1)	出生数の推移	11
(2)	子どもがいる世帯の状況	11
4	障がい者（児）等の状況	12
(1)	障がい者（児）数の推移	12
(2)	難病患者数の推移	12
5	生活困窮者の状況	13
(1)	生活保護受給者の状況	13
(2)	生活困窮者自立相談支援事業等の状況	13
6	災害時要援護者の状況	14
7	地域福祉の担い手の状況	15
(1)	白岡市社会福祉協議会の活動	15
(2)	民生委員・児童委員の活動	17
(3)	社会福祉法人の活動	18
(4)	NPO法人・ボランティア団体の活動	19
8	地域福祉計画の評価と課題	20
(1)	白岡市地域福祉計画の施策実施状況	20
(2)	市民意識からみた地域福祉計画の指標の検証	23
(3)	第2期計画の課題	26
第3章	計画の基本的な考え方	29
1	基本理念	29
2	基本目標	29
3	重点的な取組について	31
(1)	基本的考え方	32

(2) 相談支援体制の整備	33
(3) 参加支援の方向	35
(4) 地域づくりに向けた支援	35
(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制整備	35
(6) 多機関協働の体制整備	35
(7) 目標設定	35
第4章 計画の内容	39
基本目標1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり	39
(1) 地域の交流を深めよう！	40
(2) 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう！	42
(3) 福祉の力を向上させよう！	45
(4) 社会復帰を支援しよう！	47
白岡市再犯防止推進計画	47
基本目標2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり	50
(1) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！	51
(2) 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！	53
(3) 福祉人材を育成しよう！	55
基本目標3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり	57
(1) 福祉サービスを知ろう！	58
(2) 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！	60
(3) 生活困窮者対策の充実を図ろう！	62
(4) 権利擁護体制の充実を図ろう！	63
白岡市成年後見制度利用促進基本計画	65
第5章 計画の推進	69
1 推進体制	69
2 進行管理	70
3 目標設定	70
資 料	73

白岡市再犯防止推進計画

47ページ



基本目標1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり
(4) 社会復帰を支援しよう！

白岡市成年後見制度利用促進基本計画

65ページ



基本目標3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり
(4) 権利擁護体制の充実を図ろう！

(裏白)

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年の社会情勢をみると、依然として少子高齢化は進行しており、ライフスタイルや価値観の多様化により、地域の相互扶助機能の低下や人と人とのかかわり方の変化など、地域を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

一方で、市民主体のボランティア活動やNPO法人、企業の社会活動などが活発化しており、新たな福祉の担い手も活躍しています。

市では、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての市民が住み慣れた地域社会の中で、助け合い、支え合いながら、共に生きることができる地域福祉のあるべき姿を実現するため、平成27年度に「誰もが安心して共に暮らせるまちに」を基本理念とした「白岡市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に努めてきました。

その後、平成30年の社会福祉法の一部改正においては、地域福祉計画が、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられるなど、地域福祉計画の重要性が一層高まっています。

また、認知症や障がいなどがあることにより判断能力が不十分な人のために成年後見制度がありますが、これらの人たちの生活を支える重要な手段であることから、その利用の促進が求められています。国は平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」を制定し、市町村においても利用促進のための基本計画を定めるよう努めることとなりました。

さらに近年は、犯罪をした者等の中に再犯となる割合も多く、その中には高齢者や障がい者、また、貧困等の様々な課題を抱える人たちが少なくありません。再犯防止のためには、社会に復帰した後、地域で孤立させない「息の長い」支援を実現していくことが必要であることから、平成28年に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、市町村における再犯防止に関する施策を努力義務としました。

このようなことから、市民を取り巻く環境や社会情勢の変化に対応し、今後5年間の地域福祉の指針として、成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を包含した「白岡市第2期地域福祉計画」を策定します。

地域福祉とは

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応えていくものです。

■ 社会福祉法改正の動き

（「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯）

年 月	内 容
平成28年 6月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年 2月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出
	「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布 ※改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成30年 4月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置
7月	地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
12月	地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2年 3月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
6月	改正社会福祉法の可決・成立 市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

資料：厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料から作成

2 計画の性格と位置付け

◆法的根拠

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

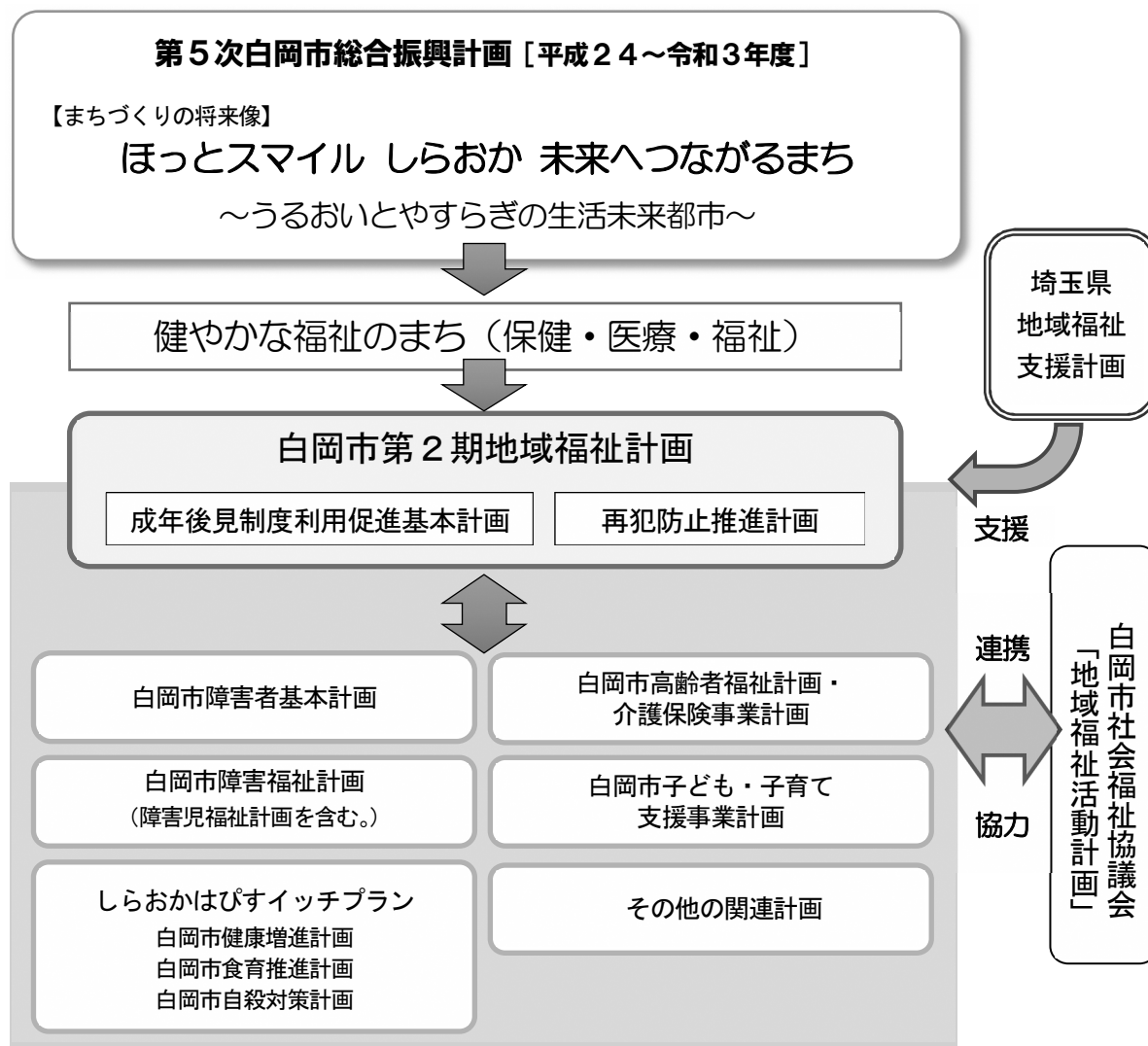
また、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」を含みます。

◆性格

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について、計画的に整備していくことを内容とするものです。

また、市の子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画など、他の福祉の分野の上位計画であり、それらの個別計画だけでは対応が困難な市民の福祉ニーズや横断的な事項への対応を定めるものです。

■ 位置付け



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

計画期間中に、社会環境や国・県の方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 計画の期間

	平成			令和											
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画 期間	白岡市地域福祉計画				白岡市第2期地域福祉計画					白岡市第3期地域福祉計画					

4 計画の策定体制

< 白岡市地域福祉計画市民懇話会 >

本計画の策定に当たり、市民、社会福祉を目的とする事業を経営する方や社会福祉に関する活動を行う方で構成する「白岡市地域福祉計画市民懇話会」を設置し、地域福祉に対する提言をいただきました。

< 庁内における検討 >

関係各課・関係機関による意見交換会を行い、取組内容の情報共有や今後の取組の方向性について確認しました。また、白岡市地域福祉計画庁内検討委員会を設置し、計画内容の協議・検討を行いました。

< アンケート調査 >

市民の地域福祉に対する意識や現状を把握するため、広く市民を対象としたアンケート調査を令和元年度に実施しました。また、福祉活動従事者として、民生委員・児童委員やボランティア団体、市内社会福祉法人へのアンケート調査を実施しました。

項 目	アンケート配布数	回収数	回収率
市民（18歳以上）	2,000	959	48.0%
民生委員・児童委員	102	77	75.5%
ボランティア団体等	20	18	90.0%
社会福祉法人	12	9	75.0%

＜ ヒアリング調査 ＞

白岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）が策定する地域福祉活動計画との連携を図るため、社会福祉協議会へのヒアリングを実施しました。

また、その他の必要な情報収集や連携強化のため、関係機関等へのヒアリングを実施しました。

＜ パブリックコメント ＞

広く市民の意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和2年12月25日～令和3年1月25日
------	----------------------

(裏白)

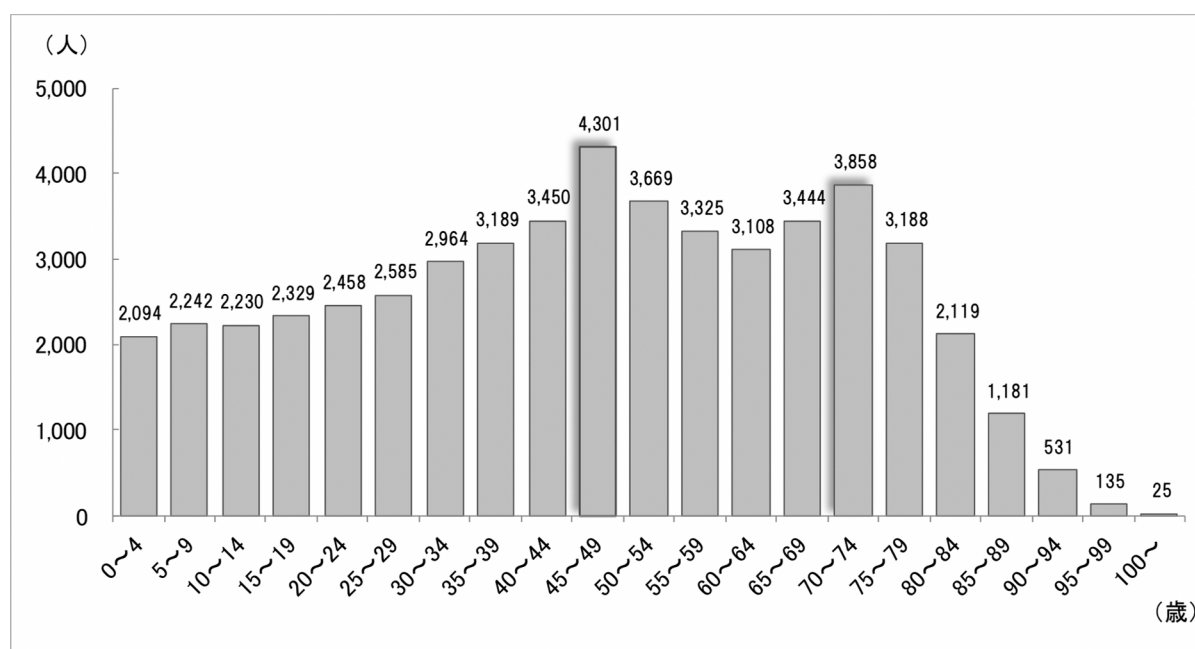
第2章 地域福祉の現状と課題

1 人口

(1) 人口構成

本市の人口構成を5歳別にみると、45～49歳が最も多く、次に70～74歳が多くなっており、2つの山があります。70～74歳は、いわゆる団塊の世代（昭和22～24年生まれ）を含んだ年代であり、今後、この年代が後期高齢者に入っていきます。また、45～49歳は、いわゆる団塊ジュニアを含んだ年代に当たります。

■ 人口構成（5歳別）



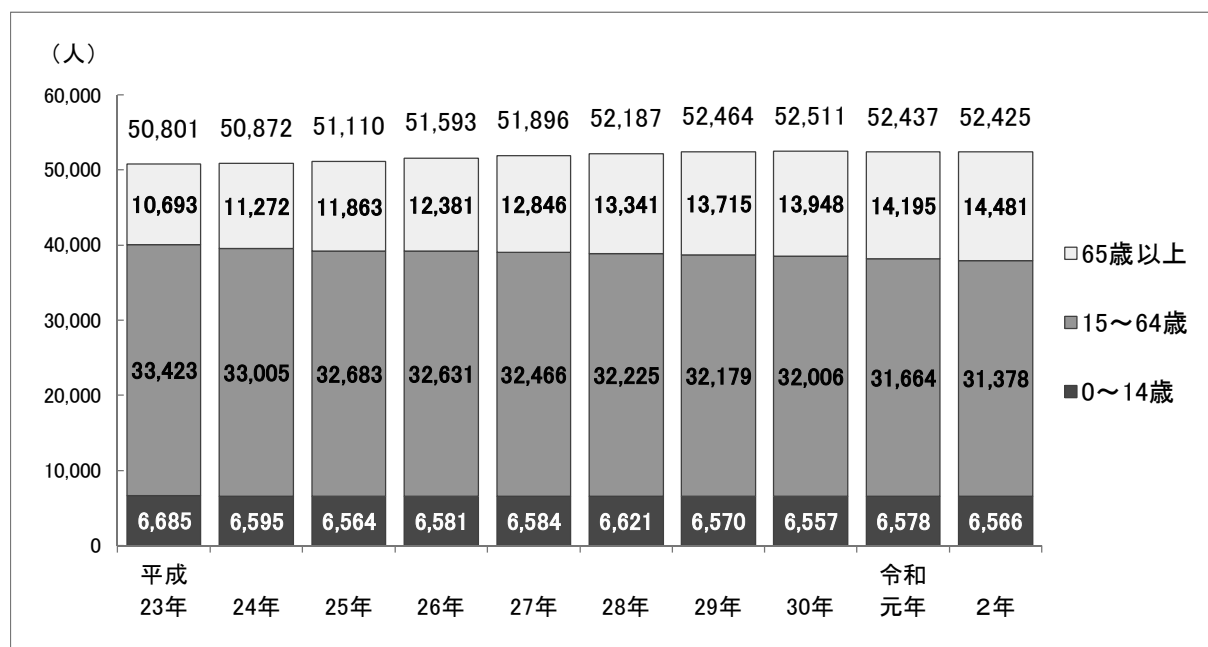
資料：住民基本台帳人口（令和2年10月1日現在）

(2) 人口の推移

総人口は、平成30年までは増加傾向にありましたが、令和に入り、緩やかに減少傾向に転じています。

年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口は年々増加していますが、15～64歳は、減少しています。0～14歳の年少人口は、増減しながら推移していますが、平成23年と令和2年の人口を比較すると100人以上減少しており、ゆるやかな減少傾向がみられます。

■ 人口の推移（年齢3区分別人口）



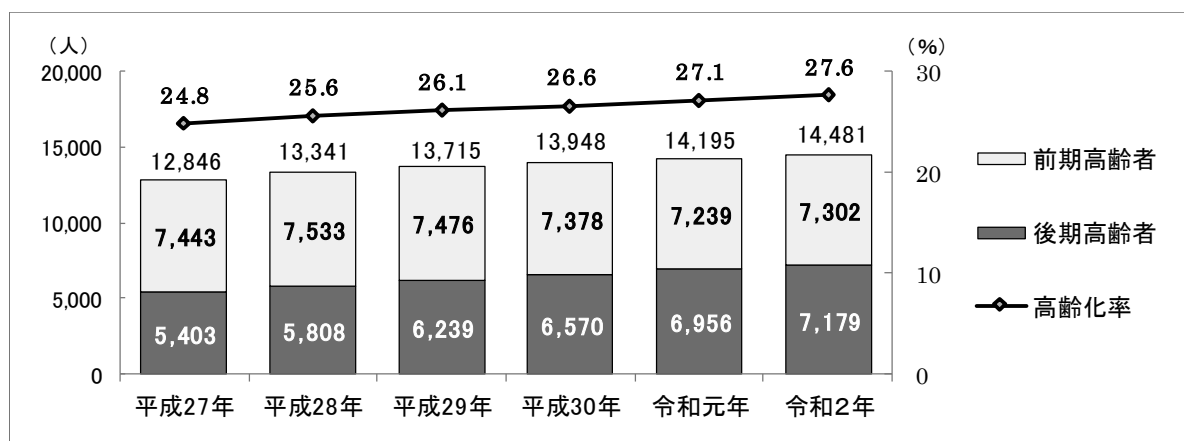
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

高齢者人口をみると、前期高齢者は増減しながら推移し、後期高齢者は増加傾向が続いており、令和2年は平成27年の1.3倍になっています。

■ 高齢者人口と高齢化率

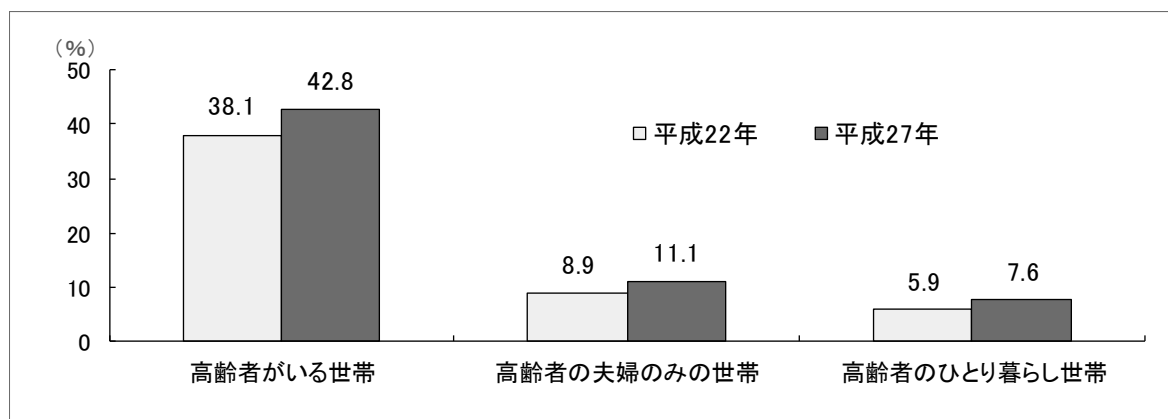


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、高齢者がいる世帯の割合は増加しており、平成27年は42.8%となっています。また、高齢者の夫婦のみの世帯、高齢者のひとり暮らし世帯の割合も微増となっています。

■ 高齢者世帯の割合

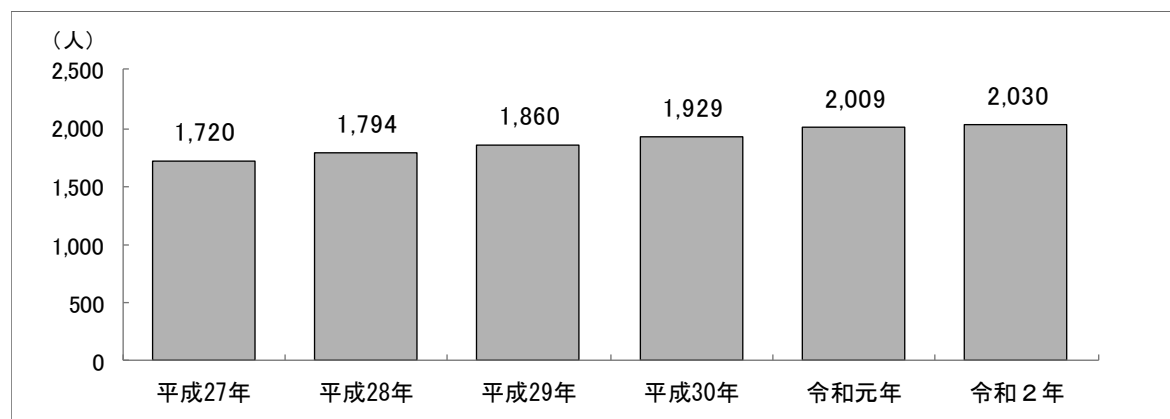


資料：国勢調査

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年は2,030人となっています。

■ 要支援・要介護認定者数



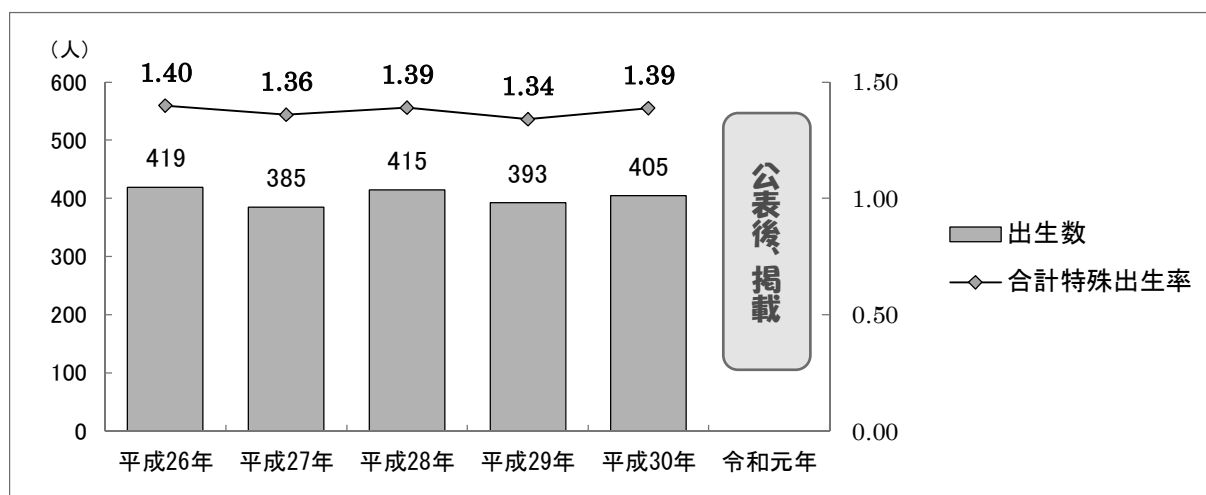
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

3 子どもの状況

(1) 出生数の推移

出生数及び合計特殊出生率は、増減しながらほぼ横ばいで推移しており、平成30年は出生数が405人、合計特殊出生率は1.39となっています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



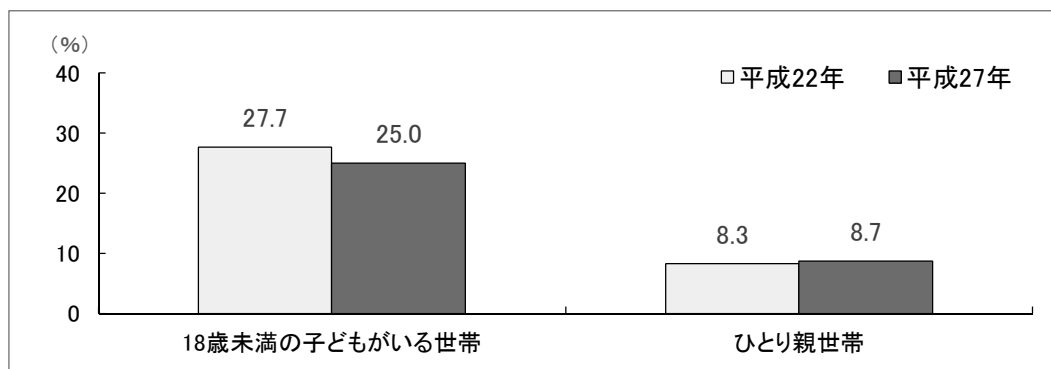
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの平均数を示す指標

資料：人口動態統計

(2) 子どもがいる世帯の状況

子どもがいる世帯の状況をみると、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は減少しており、平成27年は25.0%となっています。また、ひとり親と子どもの世帯（ひとり親世帯）は微増しており、平成27年に8.7%となっています。

■ 子どもがいる世帯の割合



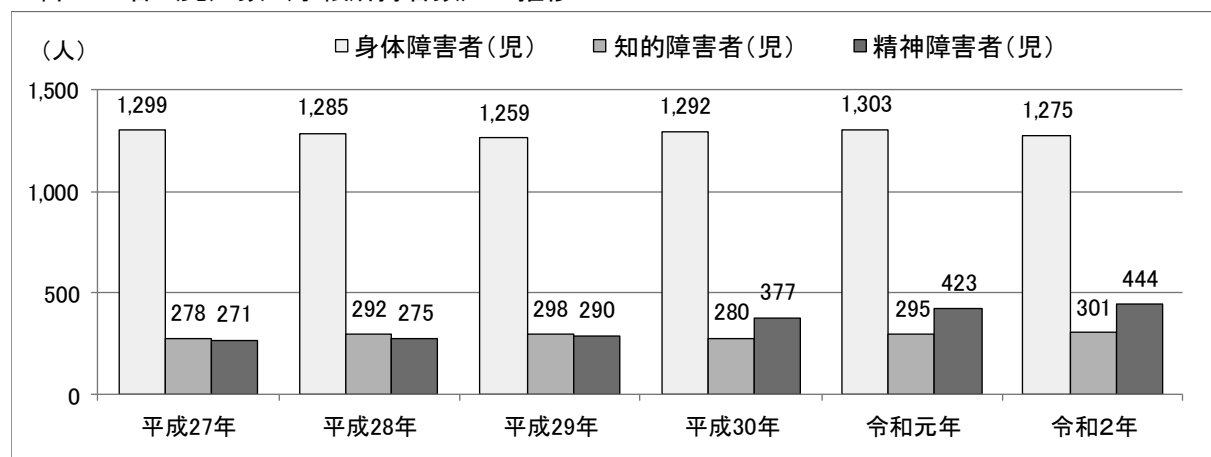
資料：国勢調査

4 障がい者（児）等の状況

（１）障がい者（児）数の推移

障がい者（児）数（手帳所持者数）をみると、身体障害者（児）と知的障害者（児）は増減をしながら推移しています。精神障害者（児）は大きく増加傾向にあります。

■ 障がい者（児）数（手帳所持者数）の推移

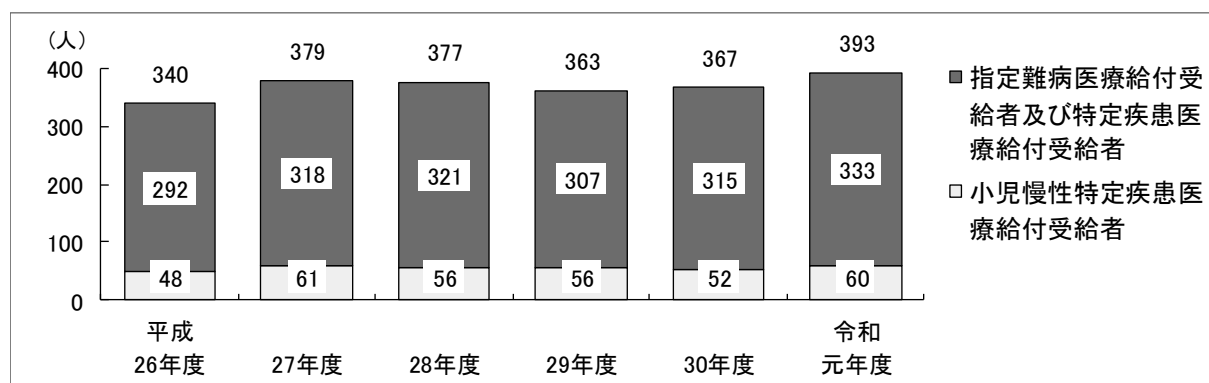


資料：身体障害者（児）は身体障害者手帳所持者数、知的障害者（児）は療育手帳所持者数、精神障害者（児）は精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年10月1日現在）

（２）難病患者数の推移

指定難病医療給付及び特定疾患医療給付と小児慢性特定疾患医療給付の受給者数の推移をみると、令和元年度は合計393人で、平成29年度以降は増加傾向にあります。

■ 指定難病医療給付受給者及び特定疾患医療給付受給者、小児慢性特定疾患医療給付受給者の推移



資料：幸手保健所（各年3月31日現在）

5 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給者の状況

生活保護受給者は、世帯数、保護人員ともに増減をしながら、横ばい傾向となっています。本市の保護率は、令和2年10月は0.54%で、県の保護率と比較すると低い水準で推移しています。

■ 生活保護受給者

項 目	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
世帯数（世帯）	218	214	220	229	225	217
保護人員（人）	274	263	281	292	292	285
保護率（%）	0.53	0.50	0.54	0.56	0.56	0.54
参考：県保護率（%）	1.34	1.34	1.34	1.33	1.33	

資料：福祉課（各年10月現在）、保護率＝保護人員／総人口

公表後、掲載

(2) 生活困窮者自立相談支援事業等の状況

生活困窮者自立相談支援事業は、平成27年度から市が社会福祉協議会に委託して実施しています。「しらおか生活相談センター」として相談窓口を設置し、経済的な問題をはじめ、生活の不安や困りごとについての様々な相談に応じるとともに、必要な情報提供、関係機関と連携した継続的な支援などを行っています。

また、社会福祉協議会で実施している生活福祉資金の貸付については、令和元年度現在貸付総件数が16件あり、また、応急的な資金の貸付は令和元年度に20件行われています。

■ 生活困窮者自立相談支援事業

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規相談受付件数（件）	125	117	103	79	81
支援プラン策定件数（件）	11	18	17	7	22

6 災害時要援護者の状況

高齢者や重度の障がい者などで、災害時に自力で避難することが困難な方を支援するために、市では「避難行動要支援者名簿登録制度」を実施しています。

「避難行動要支援者名簿」に登録された方のうち、個別の避難計画を策定済みの方は、令和2年11月末現在の登録者数は、1,003人となっています。

■「避難行動要支援者名簿登録制度」の案内チラシ



避難行動要支援者 名簿登録制度のご案内

■白岡市避難行動要支援者名簿登録制度とは

大きな災害が発生した直後は、行政による支援が間に合いません。いざというとき頼りになるのは、地域の方々や、隣近所をはじめとした住民同士の助け合いです。

災害発生時に、特に支援が必要となる方が掲載された名簿を、行政区・自主防災組織・民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に事前に提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取り組みです。

■避難行動要支援者とは・・・

高 齢 者

- ・ひとり暮らし高齢者（75歳以上）
- ・高齢者のみの世帯（75歳以上）

障 が い 者

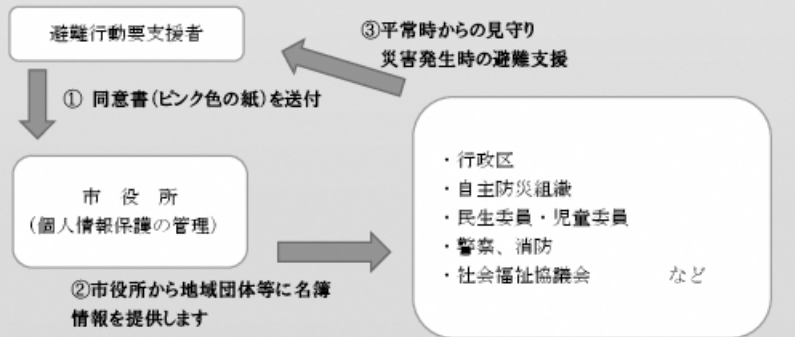
- ・身体障害者手帳1級・2級の方
- ・療育手帳④またはAの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

要 介 護 者

- ・介護保険で要介護認定を受けた方

※施設へ入所・病院へ入院されている方は除きます。
※その他、支援が必要な方も対象となります。

■制度のしくみ



```
graph TD
    A[避難行動要支援者] -- "① 同意書(ピンク色の紙)を送付" --> B["市 役 所  
(個人情報保護の管理)"]
    B -- "②市役所から地域団体等に名簿  
情報を提供します" --> C["・行政区  
・自主防災組織  
・民生委員・児童委員  
・警察、消防  
・社会福祉協議会 など"]
    C -- "③平常時からの見守り  
災害発生時の避難支援" --> A
```

- 14 -

7 地域福祉の担い手の状況

(1) 白岡市社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、地域に暮らす住民のほか、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、様々な活動を行っています。

社会福祉協議会では、平成27年度に地域福祉の活動の指針として「白岡市地域福祉活動計画」を策定し、その推進に当たっています。

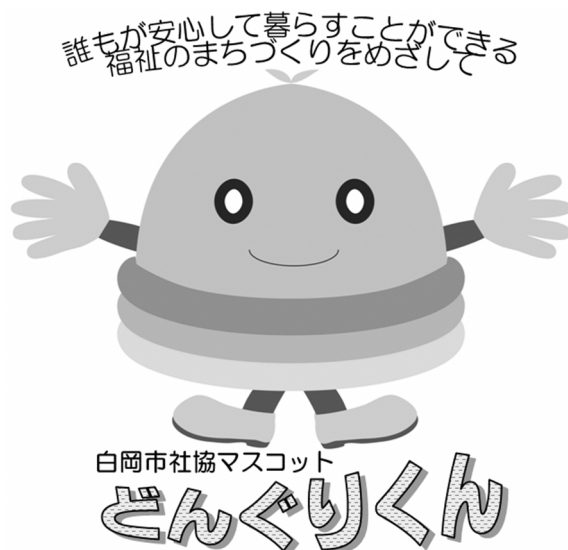
各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、社会福祉協議会の全国的な取組の協力から、地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

また、小学校区を単位に6つの支部を設置しており、各支部では、現在約400名の福祉委員（行政区長、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、学校長、PTA会長等）が、それぞれの地域特性に合わせた様々な地域福祉活動を展開しています。

■ 社会福祉協議会で実施している関連事業（令和元年度事業報告から抜粋）

広報啓発事業
○年3回の社協だよりの発行、ホームページの公開 ○白岡まつり、こもれびの森まつり、軽トラ市への参加
いきいきサロン事業
○集会所や公共施設等、小地域での仲間づくりの場の提供を図り、地域住民による自主的活動の支援を行う。保険加入等の活動支援、実施団体に対する助成金交付
福祉活動助成事業
○社会福祉活動を行う団体等が、新たに取り組む事業等に対して活動の活性化を図るため、助成金を交付
福祉教育事業
○子どもたちの健やかな成長と福祉に対する理解を深めることを目的として、市内の全学校（小学校6校、中学校4校、高等学校1校）を社会福祉協力校に指定し、福祉教育を推進するための助成金を交付 ○市内学校が行う福祉に関する授業について、学校とともにプログラムの検討や人材の派遣等を行い、子どもたちの福祉に対する興味と理解の促進
防災対策事業
○白岡市総合防災訓練に参加。地域住民を対象に災害ボランティアセンターの機能について理解の促進 ○災害ボランティアセンターの設置情報を、はぴすしらおかの掲示板で情報提供を実施

備品貸出事業
○地域でのイベント等の活動に対し、テントや音響装置等を貸出し
ボランティアセンター事業
○ボランティア活動の拠点としての機能強化。ボランティアの相談やコーディネート。ボランティア紹介、ボランティア講座等の実施。また、ボランティア保険の加入手続
在宅福祉活動推進事業
○福祉機器貸与事業（療養ベッド、車いすの貸出し） ○配食サービス事業（ボランティアの協力による、ひとり暮らし高齢者等への手作り弁当の配達） ○障がい者移動支援事業（車いす専用リフト付自動車の貸出し） ○音訳・点訳物配布事業（ボランティアの協力による音訳または点訳物の提供） ○しらおか地域生活支え合いサービス事業（住民相互による生活支援サービス） ○彩の国あんしんセーフティネット事業（制度の狭間や生活困窮等の新たな福祉課題に対応するため、各種相談機関へのつなぎや同行訪問等を実施） ○法外緊急援護事業（火災被災世帯への火災見舞金、行路人（ホームレス）等へ交通費、食糧の支給）
貸付事業
○市社協福祉資金貸付事業（低所得世帯等への応急的な資金の貸付）
委託による事業
○福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートネット」〔埼玉県社会福祉協議会委託事業〕（高齢者及び知的障がい者、精神障がい者に対する福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続援助、日常的金銭管理等の支援） ○生活福祉資金貸付事業〔埼玉県社会福祉協議会委託事業〕（低所得世帯、障がい者、高齢者世帯等を対象とした貸付） ○生活困窮者自立相談支援事業「しらおか生活相談センター」〔白岡市委託事業〕（生活課題を抱える市民の多様な相談に応じ、解決に向けた支援を実施）



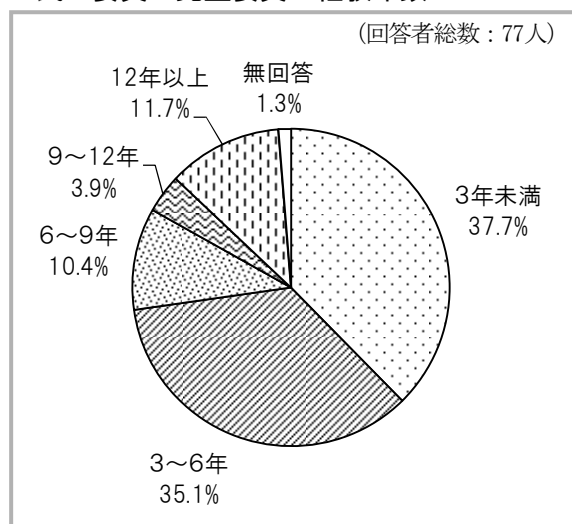
(2) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、地域において援助を必要とする生活困窮者、低所得層の人、高齢者、ひとり親家庭、障がいのある人等、様々な理由により社会的な支援が必要と考えられる人たちに対して、住民の立場から相談・援助を行っており、現在約100人が活動しています。

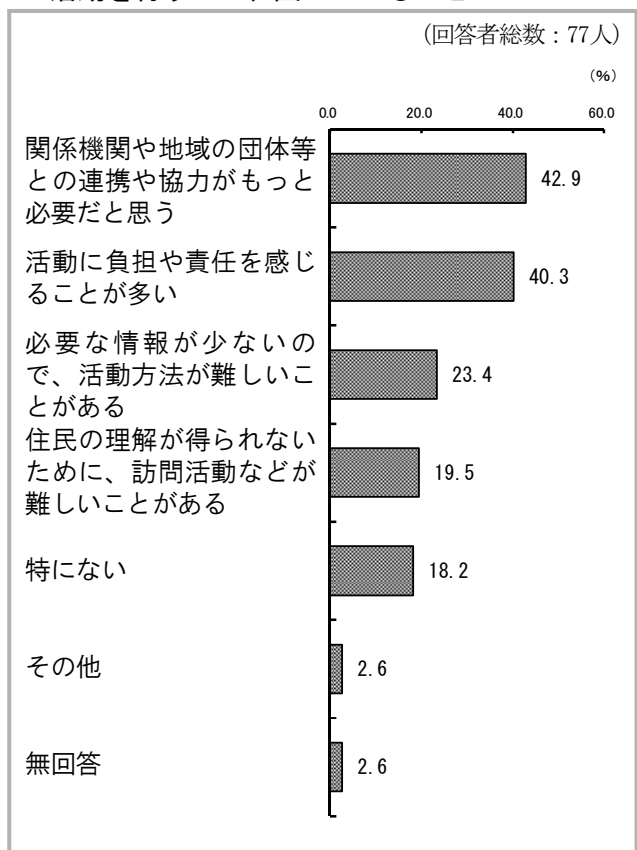
アンケート調査で民生委員・児童委員の経験年数をみると、「3年未満」が37.7%で最も多くを占めています。

また、民生委員・児童委員活動を行う上で困っていることは、「関係機関や地域の団体等との連携や協力がもっと必要だと思う」が42.9%で最も多く、続いて「活動に負担や責任を感じる人が多い」が40.3%、「必要な情報が少ないので、活動方法が難しいことがある」が23.4%となっています。

■ 民生委員・児童委員の経験年数



■ 活動を行う上で、困っていること



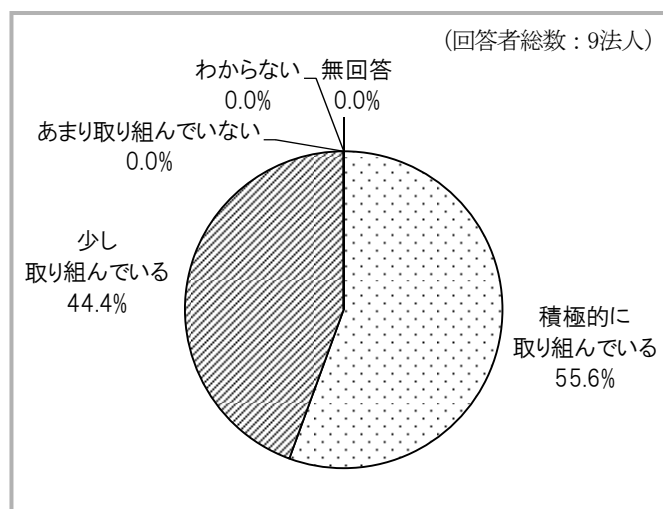
資料：白岡市地域福祉についてのアンケート（令和元年度）

(3) 社会福祉法人の活動

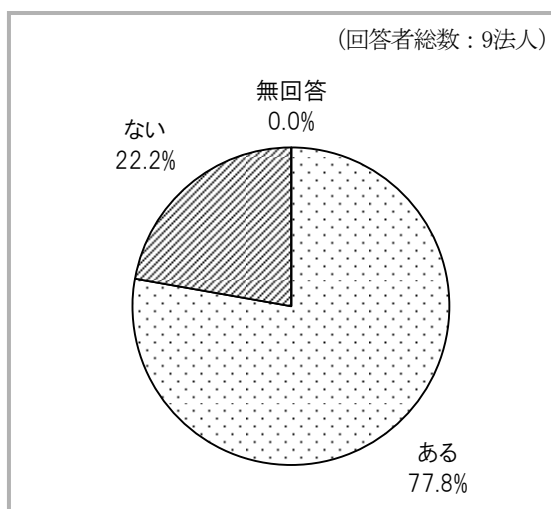
市内には社会福祉法人が運営する事業所が12か所あり、提供している事業としては高齢者福祉に関するものが多くなっています。

また、令和元年度に実施したアンケートをみると、サービスの提供だけでなく、地域団体との連携や住民との交流などにも取り組んでいます。地域福祉のニーズ等を踏まえつつ、自主的、創意工夫による地域貢献活動である「地域における公益的な取組」についても積極的な考えを持つ事業所が多くみられます。

■ 地域団体との連携や住民との交流など



■ 地域における公益的な取組の状況



資料：白岡市地域福祉についてのアンケート（令和元年度）

(4) NPO法人・ボランティア団体の活動

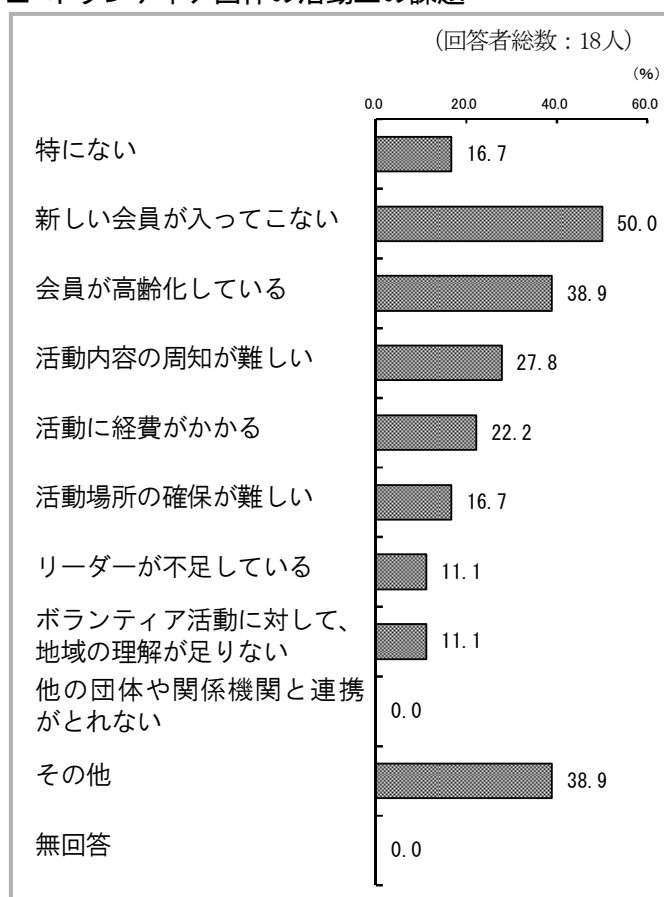
埼玉県NPO情報ステーションに登録している市内NPO法人は15団体です。

また、社会福祉協議会で運営しているボランティアセンターに登録しているボランティア団体は20団体です。アンケート調査によると、ボランティア活動上の課題や問題点については、「新しい会員が入ってこない」が50.0%で最も多く、続いて「会員が高齢化している」が38.9%、「活動内容の周知が難しい」が27.8%となっています。

■ 市内NPO法人・ボランティア団体数

区 分	団体数	備 考
市内NPO法人	15団体	埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」に登録のある団体（令和2年10月現在）
ボランティア団体数	20団体	白岡市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録のあるグループ（令和元年度）

■ ボランティア団体の活動上の課題



資料：白岡市地域福祉についてのアンケート
(令和元年度)

8 地域福祉計画の評価と課題

(1) 白岡市地域福祉計画の施策実施状況

市では、社会福祉協議会や市民、市民団体とともに様々な施策や事業を実施しています。ここでは、これまでの施策や事業の実施状況を整理します。

①「基本目標１ 支え合いで多様な支援ができる地域づくり」について

取組の基本方向	具体的取組
(1) 地域の交流を深めよう！	ア 隣近所のお付き合いを大切にしよう イ 地域の交流機会を充実しよう
(2) 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう！	ア 見守り活動を活発にしよう イ お互いの気持ちで手助けをしよう ウ 日頃から災害時の助け合いを考えよう
(3) 福祉の力を向上させよう！	ア 民生委員・児童委員の活動を理解しよう イ 支え合いの仕組みを強化しよう

[民生委員・児童委員の活動]

見守り活動や市民の身近な福祉の窓口である白岡市民生委員・児童委員の活動により、高齢者、児童、障がい者、生活困窮者など、地域に住む人々が抱える様々な問題について支援を行っています。

[見守りと災害時の助け合い]

高齢者見守りネットワーク事業は、多くの市民や関係機関等が参加しています。

災害時の助け合いの体制づくりを進めるため、「白岡市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定するとともに、災害時要援護者名簿の整備を行っています。

[社会福祉協議会の活動]

地域福祉の中心的担い手である社会福祉協議会では、地域に根ざした地域福祉活動の推進を図るため、市内6つの支部社協事業を推進するとともに、ふれあい・いきいきサロン活動や世代間交流事業、ボランティア活動など様々な支え合い活動を展開しています。

高齢者などの日常生活の簡単なお手伝い（掃除、ゴミ捨てなど）を行う「しらおか地域生活支え合いサービス」を実施しており、利用会員数、協力会員とも増加傾向にあります。

[子育て家庭の支え合い]

白岡市ファミリー・サポート・センターは、協力会員と依頼会員により構成されており、保育園等の送迎など子育ての一時的な援助活動を行っています。

[シルバー人材センター]

シルバー人材センターでは、買い物や屋内外の掃除などを行う「福祉家事援助サービス」や「シルバーちょこっとお助け隊サービス」を行っています。

②「基本目標２ 地域福祉の理解と担い手となる人づくり」について

取組の基本方向	具体的取組
(１) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！	ア 福祉意識を高めよう イ 福祉について学ぼう
(２) 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！	ア 地域活動を活発にしよう イ ボランティア活動を活発にしよう
(３) 福祉人材を育成しよう！	ア 福祉の仕事をもっと知ろう イ 関係機関と連携しよう

[啓発活動]

市や社会福祉協議会では広報紙やホームページを活用し、市民の福祉意識の啓発活動を行っています。

社会福祉協議会では、白岡まつりやこもれびの森まつり、軽トラ市などで、福祉に関する啓発活動を行っています。

[福祉教育]

児童・生徒に対しての福祉教育を行うため、社会福祉協議会では、市内小学校６校、中学校３校、高等学校１校を社会福祉協力校に指定し、福祉教育の支援と協力を行っています。

[ボランティア活動の促進と育成]

「白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録制度」により、多様なボランティアの育成に努めています。

社会福祉協議会では、各種ボランティアのコーディネートや団体活動の紹介を行うとともに、各種ボランティア育成講座や活動助成金の交付、ボランティア活動保険の加入手続きなどを行っています。

③「基本目標３ 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり」について

取組の基本方向	具体的取組
(１) 福祉サービスを知ろう！	ア 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう イ 困った時には相談しよう
(２) 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！	ア ニーズに対応したサービスを提供しよう イ 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう
(３) 生活困窮者対策や権利擁護体制を充実しよう！	ア 生活困窮者の自立を支援しよう イ 権利擁護体制を充実しよう

[情報提供]

「高齢者福祉サービスガイド」や「子育て支援ガイドブック」による福祉サービスの情報提供に努めています。また、広報紙や市ホームページを活用した福祉情報の提供に努めています。

[高齢者の相談支援体制]

高齢者の相談体制については、2か所の地域包括支援センターの機能充実に努めています。地域包括支援センターでは総合相談のほか、認知症カフェの運営、高齢者の権利擁護なども行っています。

[障がい者の相談支援体制]

障がい者への相談支援体制の充実に努めるため、はぴすしらおか内に総合相談の核となる「埼玉葛北地区基幹相談支援センター トロンコ」を設置しています。さらに、身体障害者相談員や知的障害者相談員などの当事者によるピアカウンセリングを進めています。

[子育ての相談支援体制]

子育て支援に関しては、市内4か所の地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センター（保健センター）などにおいて相談支援を行っています。

[生活困窮の相談支援体制]

生活困窮者に対しては、社会福祉協議会が窓口（しらおか生活相談センター）となって、生活の自立に向けた相談に対応しています。

また、生活困窮者や制度の狭間の問題に対応するため、「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施し、各種相談機関と連携した取組を進めています。

[福祉サービスの提供]

介護保険サービスや高齢者の福祉サービスについては、「白岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障がい者福祉サービスは「白岡市障害者基本計画」、「白岡市障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）」、子どもの福祉サービスについては、「白岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき計画的にサービスを提供しています。

[自殺対策]

「白岡市自殺対策計画」を策定し、関係機関の連携による自殺対策を推進しています。

[権利擁護]

高齢者や障がい者の権利擁護については、成年後見制度の利用促進や啓発活動に努めるとともに、社会福祉協議会では、「福祉サービス利用援助事業」の利用を進めています。

[虐待防止]

高齢者、障がい者、子どもに対する虐待防止については、虐待防止ネットワークなどの関係機関の連携強化に努めるとともに、市民に対して啓発活動を行っています。

[手話言語条例]

手話が言語であるとの認識に基づき、手話を広く普及させ、ともに支え合い、活動できる共生社会を実現するため、「白岡市心をつなぐ手話言語条例」を制定しました。

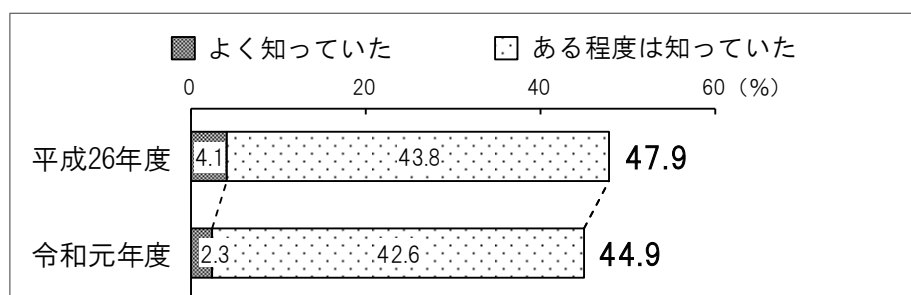
(2) 市民意識からみた地域福祉計画の指標の検証

令和元年度に「白岡市地域福祉についてのアンケート」を実施し、地域福祉に対する市民意識を把握しました。地域福祉計画で設定した指標項目について、平成26年度の調査と比較して市民意識の動向をみたところ、地域福祉に対する関心の低下や地域活動への参加割合の減少などがみられました。

◆「地域福祉」という言葉の認知度

「地域福祉」という言葉を「よく知っていた」と「ある程度は知っていた」という割合の合計は44.9%で、平成26年度調査から3ポイント減少しました。

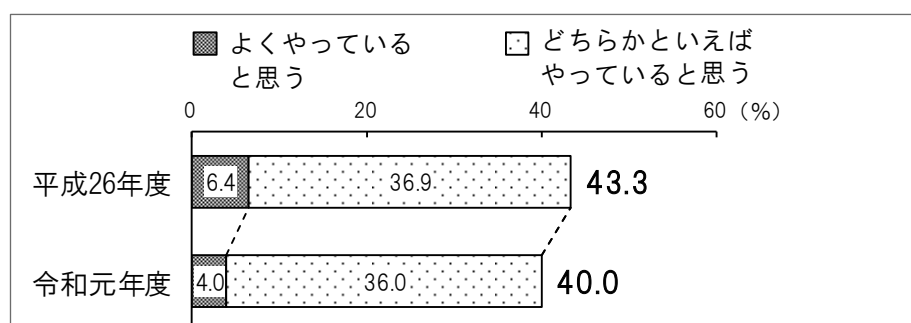
■ 「地域福祉」という言葉の認知度



◆地域の支え合いや助け合いの評価

白岡市における地域の支え合いや助け合いについて「よくやっている」と「どちらかといえばやっている」と感じている割合の合計は40.0%で、平成26年度調査から3.3ポイント減少しました。

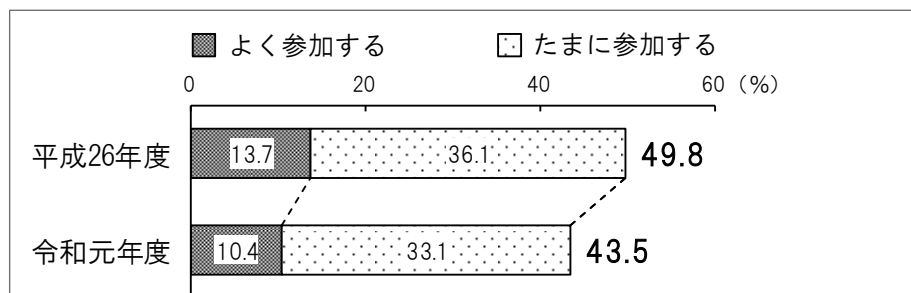
■ 地域の支え合いや助け合いの評価



◆地域行事の参加率

地域のお祭りやイベントに「よく参加する」と「たまに参加する」の割合の合計は43.5%で、平成26年度調査より6.3ポイント減少しました。

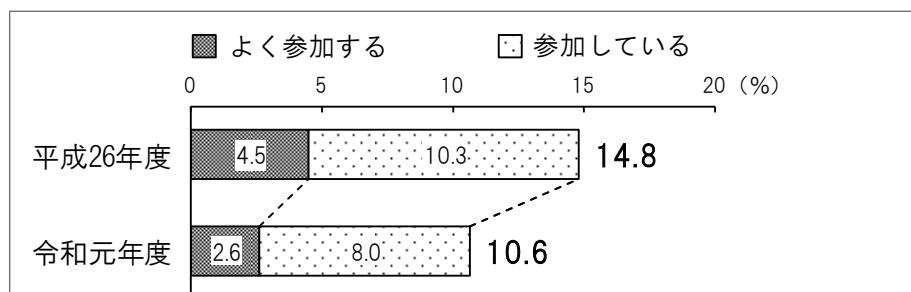
■ 地域行事の参加率



◆地域のボランティアの参加率

地域や行政区の手伝い、ボランティア活動などに「よく参加している」と「参加している」の割合の合計は10.6%で、平成26年度調査より4.2ポイント減少しました。

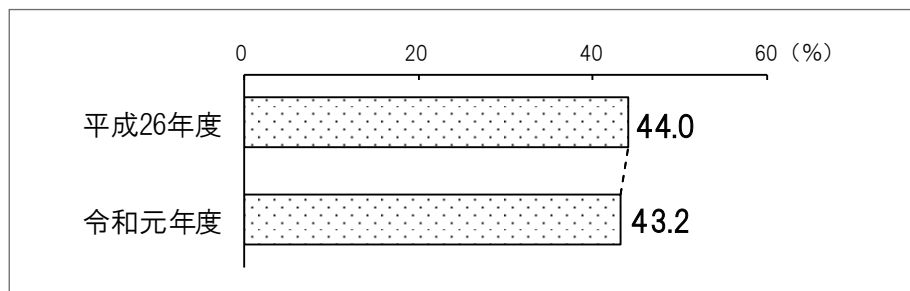
■ 地域のボランティアの参加率



◆民生委員・児童委員の周知状況

地区の民生委員・児童委員の「名前も活動内容も知らない」という割合は43.2%で、平成26年度調査とほぼ同様の割合となりました。

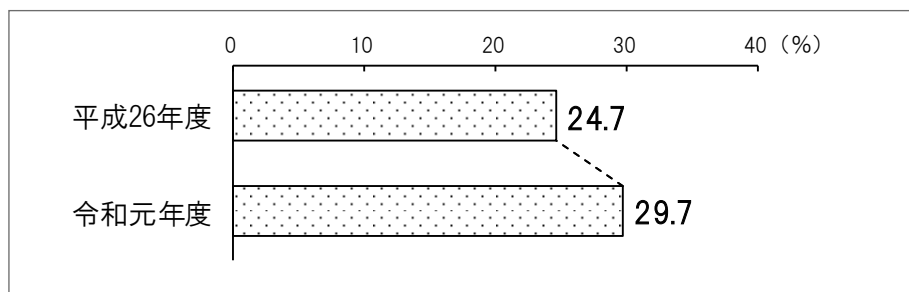
■ 民生委員・児童委員を知らない割合



◆白岡市社会福祉協議会の周知状況

社会福祉協議会の「名前も活動内容も聞いたことがない」という割合は29.7%で、5ポイント増加しました。

■ 社会福祉協議会を知らない割合



(3) 第2期計画の課題

国は社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現を目指すこととしました。地域共生社会とは、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会です。

ここでは、市が地域共生社会の実現を目指し、白岡市第2期地域福祉計画において取り組むべき課題について整理します。

課題の整理に当たっては、市の施策の実施状況、市民や民生委員・児童委員、ボランティア団体等へのアンケート結果、白岡市地域福祉計画市民懇話会の提言書などを参考としました。

①複雑化・複合化した課題に対応できる地域づくり

国は地域共生社会の実現を目指す背景として、市民が抱える課題が複雑化・複合化（一つの世帯に複数の課題が存在している状態：8050問題・育児と介護のダブルケア・ごみ屋敷など）していることをあげています。

本市においても、民生委員・児童委員アンケートから地域の中で気がかりな人として、「中高年の子どもの生活を支える高齢者の親の世帯（8050問題）」が10.4%、「ひきこもりや閉じこもり」が9.1%となっています。このように、これまで地域の福祉課題として明確に把握していなかった事例が一定程度存在していることがわかりました。

また、市民アンケートによると、地域行事への参加状況が「ほとんど参加したことがない」は、全体で30.9%ですが、介護を必要とする人がいる世帯では35.3%、障がいのある人がいる世帯では37.1%、病気療養中の人がある世帯では41.8%、ひきこもり・閉じこもりがちな人がいる世帯では56.0%と多くなっています。家族に障がいのある人や病気療養中の人、ひきこもり・閉じこもりがちな人がいる世帯は、近所とのお付き合いが少なく、地域の行事にも参加しづらい世帯が多いことがわかりました。

このように、本市においても福祉課題の複雑化や複合化、困難を抱えた人の孤立などが少なからず存在していることがわかりました。地域共生社会の実現に向けた具体的な取組が求められています。

②地域のつながりと支え合い活動の高揚

地域福祉の基礎は、市民と市民のお付き合いといっても過言ではありません。地域のお付き合いを通じて見守り活動や支え合い活動が成り立っています。

しかし、市民アンケートによると、近所付き合いの状況では、「ほとんど付き合いがない」が10.2%となり、平成26年度調査の6.0%から増加しており、地域のお祭りやイベントに「よく参加する」と「たまに参加する」の合計は43.5%で、平成26年度調査の49.8%から減少しました。

高齢化が進む中で、身体的な条件などにより、日々の外出や地域活動への参加の機会が減少するなど、地域のお付き合いに影響が出ていることがうかがえます。

市民の支え合いの視点から多様な事業や施策が展開されていますが、本市においても地域福祉の基礎となる共同体機能の脆弱化が進行しています。

さらに、市民アンケートでは、民生委員・児童委員の認知度や社会福祉協議会の認知度も横ばいや低下傾向にあることがわかりました。

社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動などは地域福祉推進の基礎となるものです。懇話会の提言にもあるように、社会福祉協議会や民生委員・児童委員活動の役割や意義、具体的な活動内容などについて積極的に情報提供し、多くの市民の共感や協力を得ることが大切です。

また、国では罪を犯した者が地域や社会で孤立し再び罪を犯すことのないよう、適切な支援を継続的に行うため、「再犯防止推進法」を制定しました。市町村においても再犯防止に関する施策を定めるよう努めることとなっています。

③市民の福祉意識の啓発と人材育成

市民アンケートによると、『地域福祉』という言葉の認知度は、「よく知っていた」と「ある程度知っていた」の合計が44.9%であり、平成26年度調査の47.9%からやや減少となりました。また、『地域福祉』推進の必要性については、「必要だと思う」が73.4%で、平成26年度調査の78.3%から減少し、『地域福祉』についての考え方は、「地域福祉は、行政と市民などがお互いに協力し支え合っていくのがよい」は63.4%となり、平成26年度調査の69.6%から減少しました。

地域福祉の重要性が高まる中で、市民の地域福祉に対する意識は決して向上していないことがわかりました。

地域福祉は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などと異なり、明確な対象を持つ施策ではないことから、地域福祉に対する市民の関心や意識は不鮮明になりがちです。地域福祉の意義や役割の重要性などを積極的にPRし、地域福祉に関する市民意識の向上を図ることが必要となっています。

一方、地域に必要なボランティアとしては、市民アンケートでは「高齢者の手助け・見守り」や「災害時の安否確認・避難の手伝い」が多くなっており、自分がボランティア活動できることとしても、「災害時の安否確認・避難の手伝い」や、「高齢者の手助け・見守り」が多くなっています。

懇話会の提言にあるように、ボランティア活動のPRや具体的な活動内容の情報提供、子どもたちがボランティア活動を体験できる機会づくりなどを進め、一人でも多くの方がボランティアに参加する仕組みづくりが求められています。

また、社会福祉法人アンケートからは、サービス提供に関わる人材の不足が深刻な課題であるとの指摘があります。サービスの質の確保・向上のためにも、各種研修制度の活用や国等への処遇改善の働きかけを通じて、新たな福祉人材の確保に努めることが求められています。

④相談体制と情報提供、サービス提供体制の強化

市民アンケートによると、困ったときの相談先では、「身近にいる家族」が81.0%、「友人・知人」が31.1%、「親せき」が27.4%、「市役所などの行政機関」が19.7%となっています。一方、「頼める人はいない」は2.8%で、わずかながらも、相談先がない人がいることがわかりました。

また、地域福祉を推進していくために重要なこととして、「身近なところでの相談体制を充実する」が22.2%となっています。福祉課題の複合化に対応し、介護や障がい、児童、生活困窮などの様々な困りごとを丸ごと受け止め、多様で継続的な伴走型の支援を可能とする「断らない相談支援」体制の整備が求められています。

また、福祉サービスを適切に利用するため、あるいは福祉に理解と関心を持つために、福祉サービスの内容や仕組みを理解することが重要です。市民アンケートによると、地域福祉を推進していくために重要なこととして、「福祉サービスなどの情報提供を充実する」は25.0%となっています。市民が接する多様な媒体を通じて、制度やサービス内容、利用方法などについて情報提供を強化していくことが大切です。

さらに、市民アンケートでは、地域福祉を推進するために「地域での支え合いの仕組みやきっかけづくり」が33.8%で多く、「入所できる施設を充実する」が27.8%、「在宅福祉サービスを充実する」が25.9%となっています。地域での支え合いの重要性とともに、入所施設サービスや在宅サービスなどの充実を図ることも求められており、地域の福祉サービス提供基盤の充実も重要な課題となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

市民一人一人が尊重され、支え合いながら安心して暮らせる福祉が充実したまちを目指します。「白岡市地域福祉計画」の基本理念を発展的に継承して、本計画の基本理念を以下のように掲げます。



2 基本目標

基本理念を実現するために、この計画の基本目標を以下の3つとします。

基本目標1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり

基本目標2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり

基本目標3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり

計画の体系

基本目標 (大項目)	取組の基本方向 (中項目)	具体的取組 (小項目)
1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり	(1) 地域の交流を深めよう！	① 隣近所のお付き合いを大切にしよう ② 地域の交流機会を充実しよう
	(2) 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう！	① 見守り活動を活発にしよう ② お互いの気持ちで手助けをしよう ③ 日頃から災害時の助け合いを考えよう
	(3) 福祉の力を向上させよう！	① 民生委員・児童委員の活動を理解しよう ② 支え合いの仕組みを強化しよう
	(4) 社会復帰を支援しよう！	① 立ち直りを支援しよう 「白岡市再犯防止推進計画」
2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり	(1) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！	① 福祉意識を高めよう ② 福祉について学ぼう
	(2) 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！	① 地域活動を活発にしよう ② ボランティア活動を活発にしよう
	(3) 福祉人材を育成しよう！	① 福祉の仕事をもっと知ろう ② 関係機関と連携しよう
3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり	(1) 福祉サービスを知ろう！	① 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう ② 困った時には相談しよう
	(2) 福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！	① ニーズに対応したサービスを提供しよう ② 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう
	(3) 生活困窮者対策の充実を図ろう！	① 生活困窮者の自立を支援しよう
	(4) 権利擁護体制の充実を図ろう！	① 虐待を防止しよう ② 成年後見制度を利用しやすくしよう 「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」

3 重点的な取組について

近年、市民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（社会的孤立、ダブルケア、8050問題）しています。これまでの、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった「属性別」の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。

このような現状に対応し、本市では既存の相談支援等の取組を活かしつつ、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、国が示す新たな事業である重層的支援体制整備事業に取り組みます。

重層的支援体制整備事業は以下の3つを一体的に取り組むものです。

①相談支援

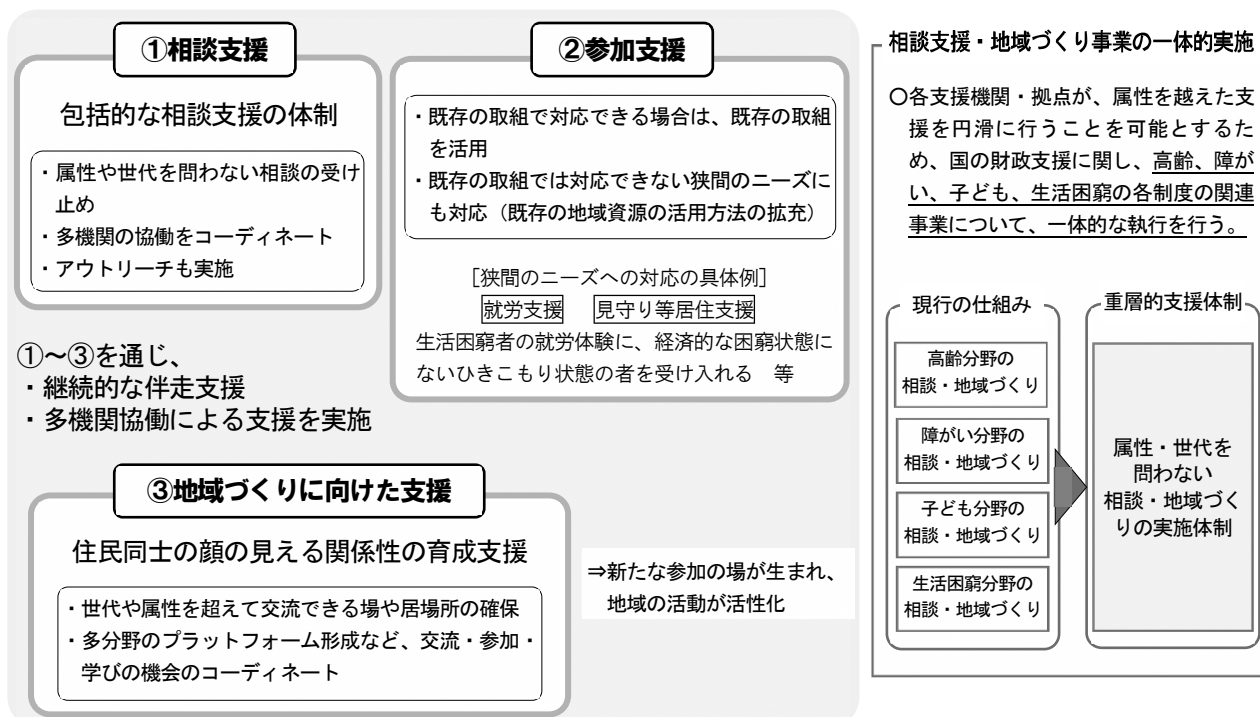
②参加支援

③地域づくりに向けた支援

本計画における重点的な取組に位置づける内容は、社会福祉法第106条の5において位置づけられている「重層的支援体制整備事業実施計画」となるものです。

複雑・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築
～白岡市重層的支援体制整備事業実施計画～

■ 重層的支援体制整備事業



①～③の3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- ・狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する。
- ・地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。
- ・災害時の円滑な対応にもつながる。

(1) 基本的考え方

①基本方針「共に生きるまち」

市では、これまで高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、地域福祉に関する計画を策定し、市民や事業者関係機関と連携して福祉施策の充実に努めてきました。福祉に関する各計画の基本理念や基本目標・方針には、「みんな」、「共に生きる」、「共に暮らせる」など、「共に」という表現が随所に見られ、「地域共生」の考えを福祉施策推進の基本に据えてきました。

これまでの福祉施策推進の基本である「共に生きる」まちづくりを、「白岡市重層的支援体制整備実施計画」の基本方針とし、以下のような方向性に基づき支援体制の整備を図ります。

②基本方向「連携強化による情報共有」

各相談窓口の統合は想定せず、従来の機能をベースとして連携強化や情報共有を目指し、包括的かつ継続的な伴走型の支援を行うために、積極的なアウトリーチ支援、多機関協働による支援体制の構築を目指します。

高齢者福祉	2か所の地域包括支援センターを中心とした総合相談支援や生活支援コーディネーターを中心とする生活支援体制整備事業、シニア元気アップ教室や健だま運動などの一般介護予防事業の充実を目指します。
障がい者福祉	3法人に委託している相談支援事業や、地域活動支援センター機能強化事業の充実を目指します。
児童福祉	保健センター内の子育て世代包括支援センターや4か所の地域子育て支援拠点の充実を目指します。
生活困窮者対策	社会福祉協議会の生活困窮者自立相談支援事業などの充実を目指します。

(2) 相談支援体制の整備

①相談体制の現状

各種の相談窓口の現状については以下のようになっています。

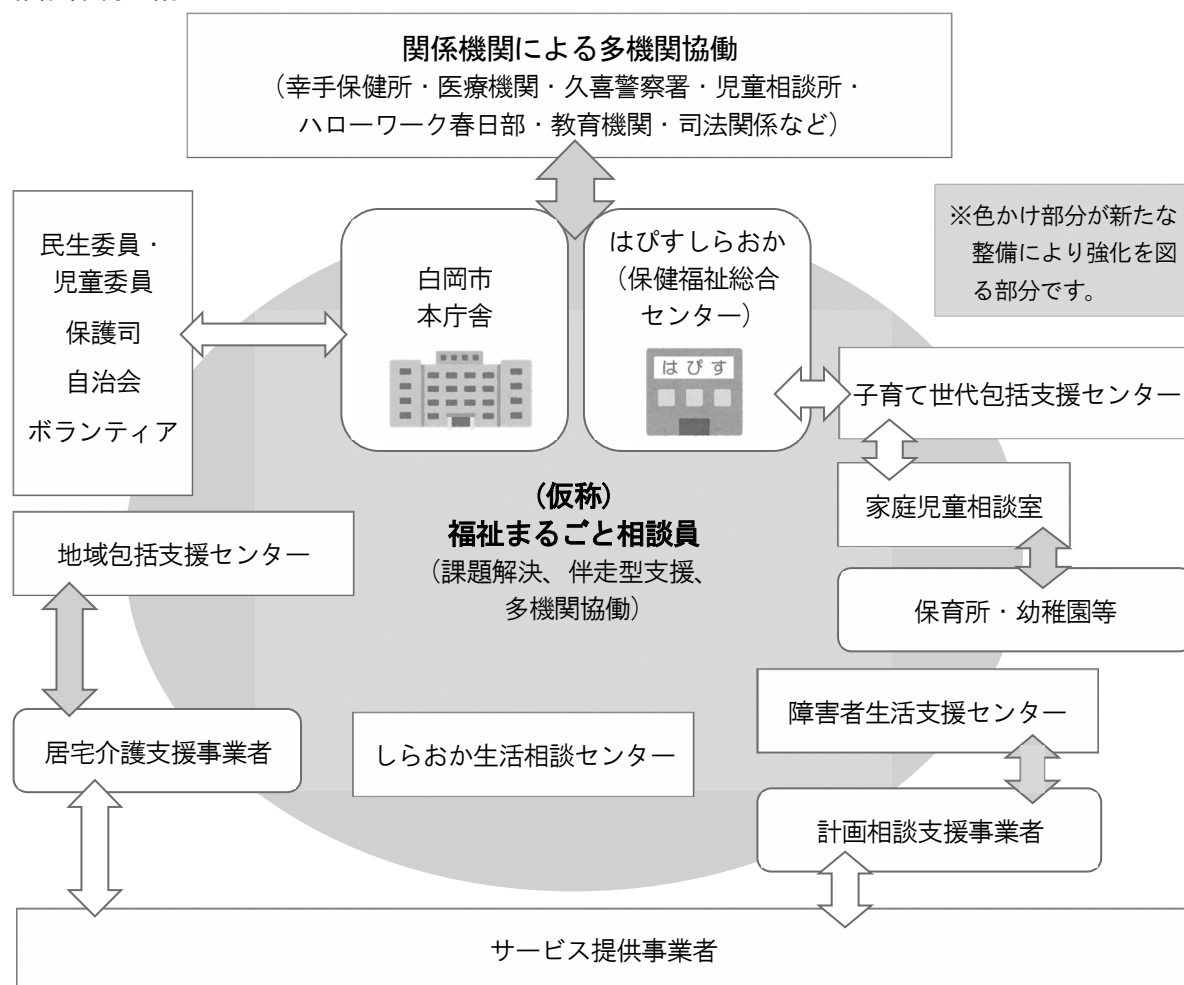
■相談支援機関・相談窓口

項 目	対象分野	運営	所在地等
白岡市健康福祉部 福祉課	地域福祉 障がい者福祉 生活保護など	—	市庁舎 1 階
白岡市健康福祉部 高齢介護課	高齢者福祉 介護保険など	—	市庁舎 1 階
白岡市健康福祉部 子育て支援課	子育て支援 子ども給付 児童館など	—	市庁舎 1 階
白岡市健康福祉部 健康増進課・保健センター	健康 母子保健など	—	はびすしらおか
白岡市健康福祉部 保育課	保育所 学童クラブなど	—	はびすしらおか
白岡市社会福祉協議会	地域福祉・在宅福祉 ボランティア 生活困窮など	一部委託	はびすしらおか
しらおか生活相談センター	生活困窮者	委託	はびすしらおか (社会福祉協議会)
白岡市地域包括支援センター 「ぽっかぽか」	高齢者 (日勝圏域)	委託	白岡市内
白岡市地域包括支援センター 「ウエルシアハウス」	高齢者 (篠津・大山圏域)	委託	白岡市内
埼玉北障害者生活支援センター 「たいよう」	知的障がい 身体障がい	委託 (広域)	白岡市内
埼玉北障害者生活支援センター 「ふれんだむ」	精神障がい	委託 (広域)	宮代町内
埼玉北障害者生活支援センター 「ひらの」	知的障がい	委託 (広域)	幸手市内
埼玉北地区基幹相談支援セン ター「トロンコ」	障がい児者	委託 (広域)	はびすしらおか
子育て世代包括支援センター	子育て世帯	直営	はびすしらおか (保健センター)
東児童館子育て支援センター 「はびちる」	子育て世帯	直営	はびすしらおか
西児童館子育てサロン 「らぶちる」	子育て世帯	指定管理	西児童館
高岩保育所・子育てサロン 「ぷりちる」	子育て世帯	直営	高岩保育所
しらおか虹保育園・子育て支援セ ンター「虹」	子育て世帯	委託	しらおか虹保育園

②相談支援体制整備の方向性

相談支援体制は、高齢者、障がい者、児童、生活困窮など、主に各分野別に、市と各種相談支援機関の連携や情報共有を進めてきました。今後は、「(仮称)福祉まるごと相談員(相談支援包括化推進員)」を中心として、既存の相談支援体制をつなぐ連携に努め、支援の取組を強化します。

■相談体制整備のイメージ



「(仮称)福祉まるごと相談員(相談支援包括化推進員)」は、日常的に市の関係各課と連携を密にするとともに、地域包括支援センターや障害者生活支援センター、子育て世代包括支援センターなどと定期的に情報交換・共有の機会を設けます。

特に、複雑で複合的な課題に対する具体的なアプローチや、アウトリーチなどによる伴走型支援などを中心として活動します。

また、多機関協働の取組の事務局として機能し、地域連携の中心的役割を担います。

相談支援体制整備の方向性として、市の相談機関の連携強化に課題解決能力の向上及び長期的視点から見た「伴走型支援」の充実を目指します。

（３）参加支援の方向

経済的困窮や障がい福祉サービスに該当しないひきこもりの方への支援など、既存の支援では対応しにくいニーズに対して、市内の活用可能な資源の発掘や、サービス提供事業者などとの連携強化を図り、オーダーメイドのサービス提供の実施を目指します。

参加支援に向けた公共施設等の活用に当たっては、市の公共施設等総合管理計画や個別施設計画などに基づき、事業の趣旨を踏まえて活用の方針を検討します。

民間の福祉施設や福祉サービスの利用については、対象者の特性に合ったサービスの利用の検討を行います。

具体化に向けては、市をはじめとして、社会福祉協議会、居宅介護支援事業者、相談支援事業者、サービス提供事業者、さらには関係機関による「重層的支援会議」などによる検討を踏まえて多機関協働事業などによって推進します。

（４）地域づくりに向けた支援

市内には、高齢者、障がい者、児童などの福祉分野を中心とした交流や活動の場が多数あります。こうした活動の「場」や「人」を社会資源として把握し、世代や属性を超えて交流できるよう、「人と人」、「人と居場所」などをつなぎ合わせます。交流や活動の場を周知し、参加を促すことで、地域における活動の活性化を図ります。

（５）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の体制整備

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたるひきこもりの状態にあるなどで、必要な支援が届いていない人に支援を届けるためのものです。本人と直接かかわり、信頼関係の構築や本人とのつながりに力点を置いた事業です。

埼玉北地区障害者自立支援協議会などと連携し、アウトリーチ等を通じた潜在的ニーズの把握や継続的支援の具体化を図ることとします。

また、行政区や民生委員・児童委員等の地域で活躍される方の協力を得られるよう、情報の共有や連携を図ります。

（６）多機関協働の体制整備

多機関協働事業の推進に当たっては、「（仮称）福祉まるごと相談員（相談支援包括化推進員）」が連携の中心となり、保健、医療、福祉、教育、雇用、司法などの関係機関の連携強化に努めるものとします。

（７）目標設定

既存の相談支援体制をつなぐ連携に努め、令和７年度までに重層的支援体制整備事業に取り組み、複雑・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築します。

■ 重層的支援体制イメージ図

作成中

■ 各機関の役割・活動内容

作成中

■ 支援のイメージ 【事例1】 8050問題

家族構成	支援のきっかけ
◇Aさん： 50歳代、無職、ひきこもり ◇Aさんの父親： 80歳代、無職、体調悪化	○地域包括支援センターのケアマネジャーが、相談支援包括化推進員に連絡。 ○「Aさんの父親を担当しているが、ひきこもりのAさんの存在も気になっている。父親が近く入院することになったため、Aさんのことをどうしたらよいか心配である。」とのこと。 ○Aさんは無職であるが、現在は父親に頼っているため経済的には困ってはいない。
支援内容	
○相談支援包括化推進員が、父親と面接するほか、ケアマネジャーや介護サービス事業所などから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議にはかり、Aさんや父親へのアプローチ方法を検討する。 ○〈Aさんへの支援〉自立相談支援を行う機関が、Aさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点をつくることになる。Aさんに会えないときも、手紙やイベントのチラシを置くなどして関わりを根気強く継続。その後、父親の入院を契機にAさんから連絡があり、面接を行った。Aさんは働きたいという希望はあるが、長くひきこもっていたため体力や人間関係に自信がもてないということであった。まずは、高齢者が中心のボランティア活動に入り、その後、徐々に就労相談につなげていくこととした。 ○〈父親への支援〉父親の退院を見据え、病院のソーシャルワーカーと連携しながら、在宅療養の準備を進める。 ◆ケアマネジャーはひきこもっているAさんの存在に気付いていたが、どのように対応すべきかわからず困っていた。相談支援包括化推進員が関わることにより、世代や属性が異なる高齢の父親とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止めることができ、多機関の連携と総合調整により支援が円滑にできた。	

■ 支援のイメージ 【事例2】 複合的な課題

家族構成	支援のきっかけ
◇Bさん：女性、40歳代 ◇Bさんの夫：男性、40歳代、無職 ◇Bさんの息子：男性、20歳代、障がいの疑い ◇Bさんの娘：女性、10歳代、不登校気味	○娘が学校を休みがちとなっていたことから、担任が母親（Bさん）に連絡し、Bさんと面談。 ○「娘が不登校気味で心配であるが、夫や息子のことにも悩んでいる」とのこと。担任は困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったらよいかかわらず、相談支援包括化推進員に連絡。
支援内容	
○相談支援包括化推進員が、Bさん、娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。課題が複合的であるため、当初はBさん本人が混乱していたが、相談支援包括化推進員が寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。 〔Bさん〕 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。 〔Bさんの夫〕 会社を経営していたが、不況により倒産。昼から飲酒し、ギャンブルに通う生活。 〔Bさんの息子〕 高校を卒業後、転職を繰り返し、自信を失っている。障がいの疑いがある。 〔Bさんの娘〕 父親の状況について同級生の目が気になり、不登校気味。生活リズムが乱れ、授業にもついていけない。 〔地域との関係性〕 夫が昼から飲酒して歩いたり、家庭内の喧嘩が絶えないため、近所の人から疎まれ、地域から孤立。 ○相談支援包括化推進員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、民生委員、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。 ◆Bさんに寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができた。	

※ 国の資料をもとに、事例を作成

第4章 計画の内容

基本目標 1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり

現状と課題

住民交流のための様々な取り組みが行われていますが、市民アンケート調査では地域のつながりが一層希薄化していることが懸念されます。挨拶やちょっとした言葉のやりとりからお互いをが知り合い、同じ地域の住民として地域行事等を通じて交流を少しずつ深めていくことが必要です。

また、こうした人と人とのつながりを基礎として、地域での問題を我が事として捉え、見守りや助け合いを進め、誰もが安心して暮らせるあたたかい地域を作っていくことが大切です。公的な福祉サービスでは対応しにくい福祉ニーズも存在しており、安否確認の声かけやちょっとした外出の支援がほしいといったニーズもあります。一方で、地域にはちょっとした手助けができるという人がいることから、住民相互の交流を基盤として、手助けしてほしいことと手助けできることがつながり、支え合う人と人の地域づくりが求められます

さらに近年、犯罪をした人等の中には、社会的に孤立したために生活できず、再犯となる人も少なくありません。高齢者や障がい等がある人など、福祉的な支援が必要な人もいます。再犯防止のために、地域で「息の長い支援」の手を差し伸べ、社会復帰を支えていくことが重要です。

取組の基本方向

取組の基本方向（１） 地域の交流を深めよう！	① 隣近所のお付き合いを大切にしよう ② 地域の交流機会を充実しよう
取組の基本方向（２） 地域におけるきめ細かい支援を 実行しよう！	① 見守り活動を活発にしよう ② お互い様の気持ちで手助けをしよう ③ 日頃から災害時の助け合いを考えよう
取組の基本方向（３） 福祉の力を向上させよう！	① 民生委員・児童委員の活動を理解しよう ② 支え合いの仕組みを強化しよう
取組の基本方向（４） 社会復帰を支援しよう！	① 立ち直りを支援しよう 「白岡市再犯防止推進計画」

(1) 地域の交流を深めよう！

① 隣近所のお付き合いを大切にしよう

地域における福祉は、隣近所の住民相互の交流が基盤となります。挨拶やちょっとした会話などで、隣近所とのつながりを持つことが大切です。

市民一人一人ができること

- 家族で挨拶の大切さを学びます。
- 日頃から、近所の人たちと笑顔で挨拶や会話を交わします。
- 地域のことや地域に住んでいる人たちに関心を持ちます。

地域や団体ができること

- 地域の子どもたちに挨拶の大切さを伝えます。
- お互いを尊重し、人と人のつながりを大切にする地域にします。
- 地域で共に支えあうことの大切さを地域のみんなが理解します。

行政ができること

- 地域における住民の交流を促進します。

◇市の主な施策◇

- 孤立化予防と地域交流の促進 [福祉課]
- コミュニティ活動・地域活動への支援 [地域振興課]

② 地域の交流機会を充実しよう

地域の交流を深めるには、お祭りや行事・イベントなどへの参加が大きなきっかけとなります。地域の活動に興味や関心を持ち、自分ができることから参加する気持ちが大切です。

市民一人一人ができること

- 地域のイベントや行事に興味や関心を持ち、参加します。
- 地域のイベントや行事に参加するよう、家族や友だちを誘います。

地域や団体ができること

- 新しい住民や高齢者、障がい者などいろいろな人が地域行事に参加しやすいように仕組みを工夫します。
- 地域の活動に興味や関心を持ってもらえるよう、子どもや若者、高齢者、障がい者などに声を掛けます。
- 社会福祉協議会は、人と人とのつながりを深めるふれあい・いきいきサロン活動を推進します。

行政ができること

- 子どもや若者、高齢者、障がい者などの交流の機会を支援します。
- 地域活動の拠点となる既存の地区集会所の改修等を支援します。

◇市の主な施策◇

- まつりやイベントを通じた市民交流
〔福祉課、健康増進課、商工観光課、地域振興課、学び支援課〕
- 老人クラブ活動〔高齢介護課〕
- 世代間交流等の促進〔高齢介護課〕
- 児童館・地域子育て支援拠点の充実〔子育て支援課〕
- 健康づくりに関する地域活動への支援〔健康増進課〕
- 共食の大切さに対する理解促進〔健康増進課〕
- 地区集会所の改修等の支援〔地域振興課〕

(2) 地域におけるきめ細かい支援を実行しよう！

① 見守り活動を活発にしよう

子どもや高齢者、障がい者など、地域には見守りや手助けを必要とする人がいます。気軽に声を掛け合い、地域の安心・安全につなげることが大切です。

市民一人一人ができること

- 地域の子どもたちを見守り、気軽に声を掛けます。
- 新しい住民、子育て家庭、ひとり暮らしの高齢者、障がい者など、孤立しがちな人たちに、気軽に声を掛けます。
- 地域に困っている人がいたら、まず話を聞いてみます。
- 声を掛けられたら、それに答えます。

地域や団体ができること

- 地域全体で見守るという意識を高めます。
- 誰もが取り組みやすい見守り方法を考え、実行します。

行政ができること

- 地域の見守り活動の必要性を周知します。
- 子ども110番の家や、子どもの登下校の安全を見守るスクールガードなど、地域の防犯活動を促進します。
- 振り込め詐欺などの犯罪被害を防止するため、啓発活動を進めます。

◇市の主な施策◇

- 地域の見守り活動の強化 [福祉課]
- 認知症高齢者声かけ模擬訓練 [高齢介護課]
- 配食サービス [高齢介護課]
- ゲートキーパーの育成 [健康増進課]
- 防犯対策の充実 [安心安全課、教育指導課]
- 消費者被害防止対策の推進 [商工観光課]
- 子ども110番の家、スクールガードの活動 [教育指導課]
- 地域防犯推進委員、防犯ボランティアの活動 [安心安全課]

② お互い様の気持ちで手助けをしよう

高齢者や障がい者、子育て家庭など、近所の手助けで安心して生活が送れるよう、「お互い様」の気持ちで地域で助け合うことが大切です。

市民一人一人ができること

- 高齢者や障がい者、子育て家庭などに、日頃の声かけやちょっとした生活のお手伝いを、自分ができることから手助けします。
- 手助けの輪に、家族や友だちを誘います。
- 困ったことがあったらどこに相談したら良いのかを、日頃から情報を得るようにします。

地域や団体ができること

- 「お互い様」の気持ちで、手助けしたり、手助けしてもらったり気軽に手助けし合える地域をつくれます。
- 困っている人がいたら、地域で考え、みんなで支援の手を差し伸べます。

行政ができること

- 地域の手助けの必要性を周知します。
- 地域での支え合いの仕組みづくりを進めます。

◇市の主な施策◇

- 地域における福祉活動の促進 [福祉課]

③ 日頃から災害時の助け合いを考えよう

災害時には地域で助け合うことが必要になります。日頃から地域で交流し、いざというときに助け合えるように準備することが大切です。

市民一人一人ができること

- 災害時の対応について、日頃から準備します。
- 災害時に備えて、支援が必要な方と支援者で日頃から話し合います。
- 防災訓練に参加します。
- 災害時には一層声を掛け合い、早めに避難をします。

地域や団体ができること

- 災害時に手助けを必要とする人の避難できる方法を日頃から準備します。
- 日頃の地域活動の中に、防災の視点を取り入れます。
- 大規模災害時に社会福祉協議会とボランティア団体などが協力し、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを運営します。

行政ができること

- 防災対策に対する理解を広めます。
- 自主防災組織の設立・運営を支援します。
- 災害時の避難に手助けを必要とする人のリストを作成します。
- 市は、大規模災害時にボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置します。

◇市の主な施策◇

- 防災対策の推進 [福祉課、安心安全課]
- 自主防災組織の育成 [安心安全課]
- 災害時要援護者名簿登録制度の周知と登録の促進 [福祉課]
- 福祉避難所の設置と充実 [福祉課、安心安全課]

（３）福祉の力を向上させよう！

① 民生委員・児童委員の活動を理解しよう

民生委員・児童委員の活動がより一層円滑に進むよう、市民の理解とともに、活動への支援が必要です。

市民一人一人ができること

○民生委員・児童委員の活動について理解し、協力します。

地域や団体ができること

○民生委員・児童委員と連携した活動に取り組みます。

行政ができること

○民生委員・児童委員の活動について周知します。

○民生委員・児童委員の活動に有効な情報を提供します。

◇市の主な施策◇

○民生委員・児童委員活動の理解促進 [福祉課]

○民生委員・児童委員との連携 [福祉課]

② 支え合いの仕組みを強化しよう

住民同士の支え合いの仕組みについて市民への周知を進め、支え合い活動への参加と地域に即した仕組みづくりを促進していくことが大切です。

市民一人一人ができること

- 子育て家庭への助け合いの仕組みであるファミリー・サポート・センターについて理解し、活用します。
- 社会福祉協議会や地域での様々な活動の中に、多様な支え合いの仕組みがあることを知り、参加します。

地域や団体ができること

- 地域に応じた支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 社会福祉協議会の支部活動の充実を図ります。
- 社会福祉協議会のしらおか地域生活支え合いサービスの充実を図ります。
- シルバー人材センターの家事援助（ハッピー・カジ・ライフ）サービスの充実を図ります。

行政ができること

- ファミリー・サポート・センターの周知と充実に努めます。
- 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
- 高齢者の「生活支援サービス」の充実に努めます。

◇市の主な施策◇

- 白岡市社会福祉協議会との連携 [福祉課]
- 地域包括ケアシステムの深化 [高齢介護課]
- ファミリー・サポート・センターの充実 [子育て支援課]

(4) 社会復帰を支援しよう！

白岡市再犯防止推進計画

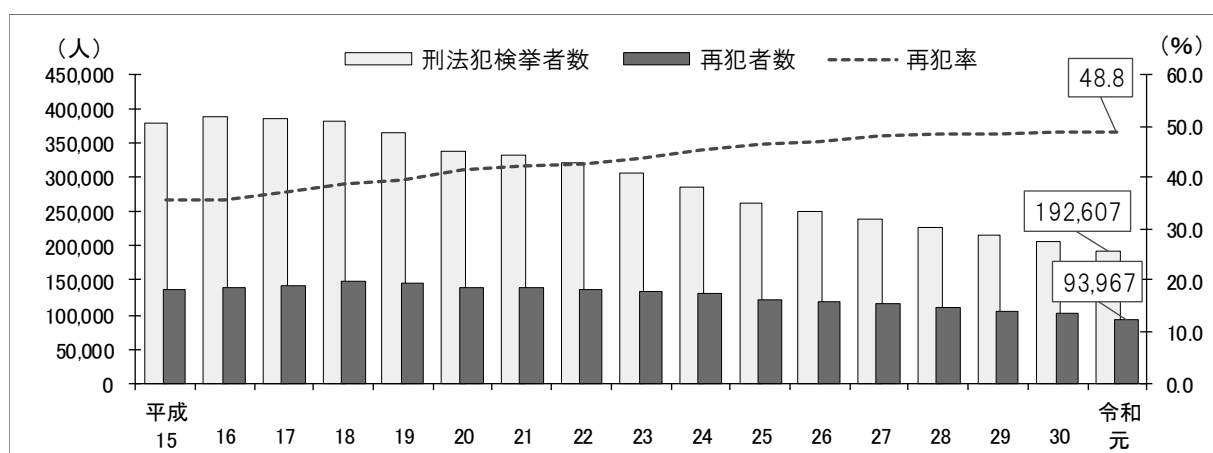
全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、再犯率は上昇傾向にあることから、安心で安全な地域社会を構築するためには、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止の推進が重要となっています。犯罪をした者等への円滑な社会復帰の促進を図り、再犯を防止するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が平成28年に施行されました。

再犯防止推進法では、地方公共団体の責務及び努力義務として、地域の状況に応じた施策を策定・実施することや地方再犯防止推進計画を定めることが規定されています。

犯罪をした者等の多くが、定職や住居を確保できない等のために社会復帰が困難となっているという現状があることから、社会で孤立することなく、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援する再犯防止のための施策を、総合的、計画的に推進することが必要です。

再犯防止に関する施策は、就労、住まい、保健・医療及び福祉サービス等、社会福祉に係るものであり、効果的な施策の推進のためには地域の実情に則した取組が求められます。このことから、「白岡市再犯防止推進計画」は、地域社会の福祉課題を解決する社会福祉に関する事項を定めた白岡市地域福祉計画に盛り込むべきであると捉え、本計画に組み入れて策定するものです。

■ 全国の再犯者数及び再犯率の推移



資料：令和2年版再犯防止推進白書（データは警察庁・犯罪統計による）

注）「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者

① 立ち直りを支援しよう

罪を犯した人等が立ち直ろうとすることを支え、孤立することのないよう、適切な支援が受けられる環境づくりが求められます。

市民一人一人ができること

- 罪を犯した人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守ります。
- 地域の更生保護活動を知り、支援します。

地域や団体ができること

- 社会を明るくする運動を推進します。
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を応援します。
- 協力雇用主を地域で支援します。

行政ができること

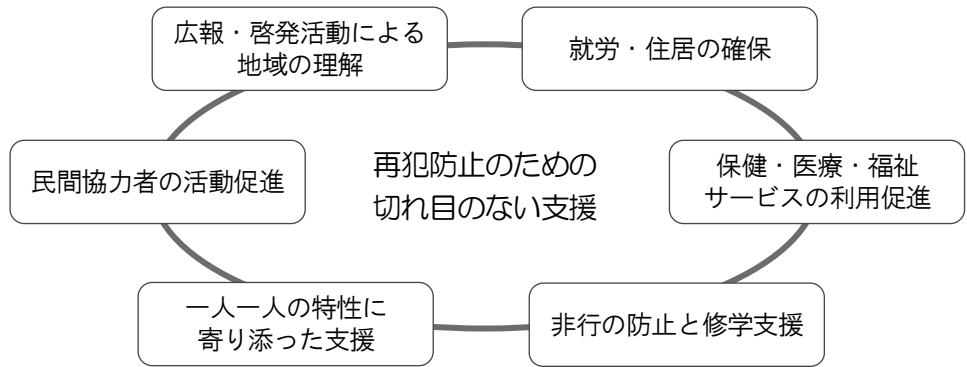
- 再犯防止に対する取り組みについて理解を促進します。
- 地域生活の定着のために、住まいと就労の確保を支援します。
- 社会復帰をめざす高齢者や障がいのある人等に継続的な支援を行います。

◇市の主な施策◇

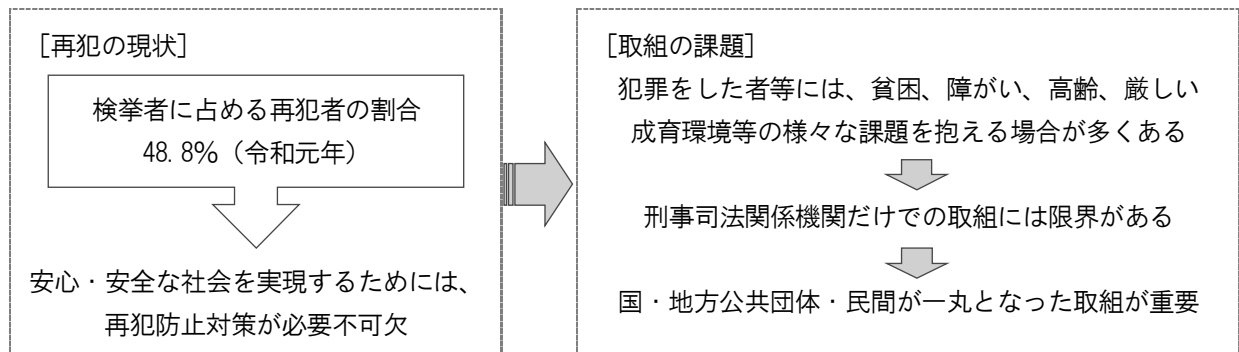
- 再犯防止に対する理解促進 [福祉課、総務課]
- 社会を明るくする運動 [福祉課]
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護関係団体への支援 [福祉課]
- 地域生活定着支援センターとの連携 [福祉課]
- 協力雇用主等との連携 [福祉課]
- 住まいの確保 [福祉課]
- 福祉サービス等の利用促進 [福祉課]
- 就労相談と就労支援の充実 [商工観光課、福祉課、高齢介護課]
- 基幹相談支援センターによる相談と支援 [福祉課]
- 地域包括支援センターによる相談と支援 [高齢介護課]
- ※青少年健全育成事業 [福祉課]
- ※薬物乱用防止活動 [健康増進課、教育指導課]

※再犯防止に対する取組と併せて、犯罪防止の取組を実施するものです。

■ 再犯防止推進のための重点項目



■ 【参考】再犯防止推進のための国の基本的考え方



定 義	犯罪をした者等	犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者
	再 犯 の 防 止 等	犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

資料：「再犯の防止等の推進に関する法律 概要」、国「再犯防止推進計画」、犯罪白書（令和元年版）から作成

基本目標２ 地域福祉の理解と担い手となる人づくり

現状と課題

地域の様々な福祉課題の解決のためには、地域住民一人一人が福祉に対する理解を深め、行動に移していく必要があります。しかし、市民アンケート調査をみると、市民の「地域福祉」への理解は全体的に停滞しており、厳しい状況も見受けられます。さらに、地域福祉の担い手となるボランティアについては高齢化が進んでおり、将来の活動の存続に危機感を抱く声もあります。若い世代が参加しやすい環境整備やボランティア活動の周知、活性化が求められています。

また、市内の福祉関連施設や事業所では、スタッフの確保が困難な状況が慢性的になっています。そのため、利用者のニーズに十分に応えられない、またはスタッフの疲弊感が増大しているという状況もあります。福祉に携わる人材の不足は、今後の福祉サービスの発展や提供体制にも影響を及ぼす可能性があります。

福祉の人材を確保していくためには、子どもから大人まで幅広い世代に地域福祉の理解と意識の醸成を図り、将来、ボランティアや福祉従事者など、様々な分野で担い手として活躍できるよう育てていくことが必要です。

取組の基本方向

取組の基本方向（１） 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！	① 福祉意識を高めよう ② 福祉について学ぼう
取組の基本方向（２） 地域活動やボランティア活動を活発にしよう！	① 地域活動を活発にしよう ② ボランティア活動を活発にしよう
取組の基本方向（３） 福祉人材を育成しよう！	① 福祉の仕事をもっと知ろう ② 関係機関と連携しよう

(1) 福祉を理解し、福祉意識を高めよう！

① 福祉意識を高めよう

福祉の意識を高めることは、地域福祉を推進していく上で基礎となるものです。地域には様々な人が暮らしていることを意識し、その人と共に暮らすために何が必要なのか考え、助け合うことが大切です。

市民一人一人ができること

- 認知症（若年性認知症や高次脳機能障害を含みます。）に対する理解を深めます。
- 障がい者や障がいに対する理解を深めます。
- 高齢者や障がい者、子どもの人権について学びます。

地域や団体ができること

- 地域でできる福祉の取組について話し合います。

行政ができること

- 市の広報紙やホームページ、ポスターなどを活用して、市民の福祉意識の向上を図ります。
- 妊産婦や乳幼児連れの人、障がい者や高齢者など全ての人が安心して外出できるよう、関係機関と連携してバリアフリーのまちづくりを推進します。

◇市の主な施策◇

- 啓発・広報活動の推進 [福祉課]
- 障がい者や障がいに対する理解の促進 [福祉課]
- 「ヘルプカード」の周知と活用促進 [福祉課]
- 認知症の理解促進 [高齢介護課]
- 認知症サポーター養成講座 [高齢介護課]
- 安心して外出できる環境の整備 [企画政策課、福祉課、子育て支援課]

② 福祉について学ぼう

子どもから大人まで、福祉について幅広く学べる環境を整えていくことが大切です。

市民一人一人ができること

- 福祉に関する講演会や学習会などに参加します。
- 福祉について、家庭で話し合います。

地域や団体ができること

- 福祉に関する学習の機会を設けます。
- 社会福祉協議会は、市内小中学校の社会福祉協力校の指定を引き続き行い、福祉教育を推進します。

行政ができること

- 福祉に関する講演会や講座を開催します。
- 社会福祉協議会との連携を強化します。

◇市の主な施策◇

- 福祉に関する講演会や講座等の開催 [福祉課、学び支援課]
- 市内小中学校における福祉教育の充実 [教育指導課]
- 福祉に関連した出前講座の利用促進 [福祉課]

（２）地域活動やボランティア活動を活発にしよう！

① 地域活動を活発にしよう

地域の課題について、その地域の人たちで解決策を考え行動できるよう、地域活動を活性化することが大切です。

市民一人一人ができること

- 地域のことは自分のことであるという意識を持ち、地域の活動に参加します。
- 地域の話し合いや懇談会に出席して、地域の課題について考えます。

地域や団体ができること

- 活動内容をPRし、一緒に活動する仲間を増やします。
- 世代や組織を超え、親睦を図りながら協力します。
- 地域活動を通じて、地域課題の解決と地域の活性化に努めます。

行政ができること

- 自主的な地域活動を支援します。

◇市の主な施策◇

- 生涯学習の推進 [学び支援課]
- 高齢者の活躍の推進 [企画政策課]

② ボランティア活動を活発にしよう

参加しやすい環境を整え、ボランティアセンターを中心としてボランティアの育成と活動の支援を進めていくことが大切です。

市民一人一人ができること

- ボランティア講座や体験ボランティアに参加します。
- 地域のボランティア活動に参加します。
- 仲間をボランティア活動に誘います。

地域や団体ができること

- ボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
- ボランティアセンターの充実を図り、福祉ニーズに対応できるボランティア団体を育成します。
- 社会福祉協議会は、「ボランティア活動保険」の加入手続きを行います。

行政ができること

- ボランティア団体などと連携・協力します。
- 様々なボランティア活動を支援します。
- 社会福祉協議会の活動を支援します。

◇市の主な施策◇

- ボランティアの育成〔福祉課、子育て支援課、学び支援課〕
- ボランティア活動の促進〔教育指導課、子育て支援課〕
- ボランティアセンターへの支援〔福祉課〕
- 食生活改善推進員の活動〔健康増進課〕
- アクティブシニア活躍支援事業〔企画財政課〕
- ペアーズバンク登録者の拡充〔学び支援課〕

（３）福祉人材を育成しよう！

① 福祉の仕事をもっと知ろう

福祉の担い手を育むには、市民が福祉に関する仕事について知り、その意義とやりがいについて理解を深めることが大切です。

市民一人一人ができること

- 福祉の仕事に関心を持ちます。
- 福祉の仕事の内容を理解します。

地域や団体ができること

- 福祉の仕事をPRします。
- ボランティア活動などを通じて、福祉の仕事についての理解を深めます。

行政ができること

- 福祉の仕事について情報を提供します。

◇市の主な施策◇

- 福祉の仕事に対する周知と理解促進〔福祉課〕
- 中学生社会体験チャレンジ事業〔教育指導課〕

② 関係機関と連携しよう

福祉の仕事に関心のある市民が職業として携われるよう、関係機関と連携して、人材の育成・確保を進めます。

市民一人一人ができること

○福祉の仕事の相談機関などを活用します。

地域や団体ができること

○身近な地域活動や福祉活動を通じて福祉に関わる人材育成を進めます。

○福祉サービス事業所が連携・交流します。

行政ができること

○ハローワークや埼玉県福祉人材センターなどとの連携を進めます。

○福祉関係の仕事を一度離職した人の再就職支援などを進めます。

◇市の主な施策◇

○関係機関と連携した福祉人材の育成 [福祉課]

基本目標３ 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり

現状と課題

悩みごとや心配ごとなどに対応する相談窓口は、行政、民間団体等で様々なものがあります。しかし、地域に対する関心の低下とあいまって、民生委員・児童委員や社会福祉協議会のことを知らない人も多く、どこに相談したらいいか分からないという声も聞かれます。

また、福祉的な課題を複合的に抱える家庭が増加しており、課題を「丸ごと」受け止められる相談体制や、横断的に対応できる関係機関の連携の強化が望まれています。

さらに、生活困窮者への自立支援制度については、必要とする人が適切な支援を受けられるよう、充実していくことが必要となっています。

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより、判断能力が低下しても、地域で安心して生活し続けられるようにするための重要な制度です。高齢化の進展や家庭環境の変化などにより、今後、制度の利用の必要性がますます高まってくると考えられます。成年後見制度が円滑に利用できるよう、権利擁護の総合的な支援の仕組みを地域で構築していくことが求められます。

取組の基本方向

取組の基本方向（１） 福祉サービスを知ろう！	① 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう ② 困った時には相談しよう
取組の基本方向（２） 福祉サービスの提供体制の 充実を図ろう！	① ニーズに対応したサービスを提供しよう ② 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう
取組の基本方向（３） 生活困窮者対策の充実を図ろう！	① 生活困窮者の自立を支援しよう
取組の基本方向（４） 権利擁護体制の充実を図ろう！	① 虐待を防止しよう ② 成年後見制度を利用しやすくしよう 「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」

(1) 福祉サービスを知ろう！

① 福祉サービスに関する情報を収集・提供しよう

福祉サービスに関する情報の周知を図り、市民の関心を高めることが大切です。

市民一人一人ができること

- 広報紙やホームページなどから、福祉サービスについて、自ら情報を得ることを心がけます。
- ボランティアや民間団体などが提供する様々なサービスについて、関心を持ちます。

地域や団体ができること

- 日頃から地域で、福祉サービスについて情報交換を行います。
- 福祉サービスについて情報を収集し、必要な人に情報を伝えます。
- ボランティアや民間団体は、福祉サービスの情報提供を行います。

行政ができること

- 広報紙やホームページなどを通じて、分かりやすく情報を提供します。

◇市の主な施策◇

- 情報提供の充実〔福祉課、高齢介護課、子育て支援課、保育課、健康増進課〕
- 広報紙やホームページの充実〔秘書広報課〕

② 困った時には相談しよう

困ったことを気軽に相談し、支援が受けられるよう、相談窓口を知ることが大切です。

市民一人一人ができること

○相談機関などについての情報を得るようにします。

地域や団体ができること

○地域の人の困っている様子に気づき、相談機関へつなぎます。

行政ができること

○子ども、障がい者、高齢者、その他悩みや困りごとがある人などが利用しやすいよう、多様な相談体制があることを周知します。

○相談体制の充実を図ります。

◇市の主な施策◇

- ピアカウンセリングの実施〔福祉課〕
- 地域療育・相談体制の充実〔福祉課〕
- 地域包括支援センターの設置・運営〔高齢介護課〕
- 子育て世代包括支援センターの設置〔健康増進課〕
- 健康相談の実施〔健康増進課〕
- 母子愛育会活動の支援〔健康増進課〕
- 児童相談の充実〔子育て支援課〕

（２）福祉サービスの提供体制の充実を図ろう！

① ニーズに対応したサービスを提供しよう

支援を必要とする方が、どのようなサービスを求めているか把握し、適切に福祉サービスを提供することが大切です。

市民一人一人ができること

○サービスについて相談機関があることを知り、不安なことや困ったことがあるときには利用します。

地域や団体ができること

○公的サービスでは対応できない軽易な福祉ニーズには、地域の助け合いで対応します。

○社会福祉協議会は、新たな社会資源の発掘や育成を進めます。

○社会福祉協議会は、車いす専用車両の貸し出しサービスである移動支援事業を実施します。

○社会福祉協議会は、視覚障がいのある方へ必要な情報を提供するため、広報紙等の音訳・点訳物の配布を行います。

行政ができること

○支援が必要な家庭などに適切な手助けが行き渡るよう、関係機関と連携します。

○困難なケースなどについて十分な対応ができるよう、関係機関と連携します。

○福祉サービスを提供するボランティア団体やNPO法人などの育成環境の充実を図ります。

◇市の主な施策◇

○障害福祉サービスの提供〔福祉課〕

○介護保険サービスの充実〔高齢介護課〕

○子育て支援サービス等の充実〔子育て支援課〕

○のりあい交通の運行〔地域振興課〕

○ふれあい収集〔蓮田白岡衛生組合・環境課〕

② 複合的な課題にも対応できる体制を強化しよう

複合的な課題には、福祉に携わる関係機関が連携して取り組むことが大切です。

市民一人一人ができること

○不安なことや困ったことがあったら、相談窓口などに相談します。

地域や団体ができること

○関係機関相互の情報交換や連携を進め、協力して支援に取り組みます。

○問題を抱えた人に対し、関係機関と連携しながら総合的な支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの設置を進めます。

○関係機関相互の交流の場を持ちます。

行政ができること

○関係機関の交流と連携を進めます。

○情報共有の機会や福祉サービスを調整する場を充実します。

○課題を「丸ごと」受け止め、解決につなげる体制をつくります。

◇市の主な施策◇

○重層的相談支援体制の整備 [福祉課]

○基幹相談支援センター [福祉課]

○地域生活支援拠点 [福祉課]

○包括的・継続的ケアマネジメント支援 [高齢介護課]

○地域ケア会議 [高齢介護課]

○在宅医療・介護連携の推進 [高齢介護課]

○生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員） [高齢介護課]

○「要保護児童対策地域協議会」の充実 [子育て支援課]

○こころの健康づくりと自殺対策 [健康増進課]

(3) 生活困窮者対策の充実を図ろう！

① 生活困窮者の自立を支援しよう

生活に困窮している方に対し、きめ細かい相談に応じ、適切な支援を行いながら自立を促していくことが大切です。

市民一人一人ができること

- 困ったことは一人で悩まずに、相談窓口などに相談します。
- 身近に困っている人がいる時には、相談窓口などを紹介します。

地域や団体ができること

- 生活の変化に気づき、必要に応じて関係機関と連携します。

行政ができること

- 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施します。
- 生活困窮者の自立支援について、関係機関と相談支援体制の充実を図ります。

◇市の主な施策◇

- 生活困窮者自立相談支援事業〔福祉課〕
- 経済的支援制度等の活用〔福祉課、高齢介護課、子育て支援課、教育指導課〕
- 教育支援〔教育総務課、教育指導課〕
- 住まいと生活支援の充実〔福祉課〕
- 就労相談と就労支援の充実〔商工観光課、福祉課、高齢介護課〕

（４）権利擁護体制の充実を図ろう！

① 虐待を防止しよう

高齢者や障がい者、子どもたちの人権が尊重され、安心した生活が送れるよう、権利擁護を推進することが大切です。

市民一人一人ができること

○虐待や人権侵害などが疑われる場合には、迷わず相談窓口にご相談・通報します。

地域や団体ができること

○高齢者や障がい者、子どもたちを注意深く見守り、必要に応じて関係機関と連携します。

行政ができること

○高齢者、障がい者、子どもへの虐待防止やドメスティック・バイオレンス防止について周知を進めます。

○相談窓口について周知を進めるとともに、関係機関相互の連携により専門的な相談に対応します。

○権利擁護事業の推進を図ります。

◇市の主な施策◇

○虐待の発生予防・早期発見・早期対応

〔福祉課、高齢介護課、健康増進課、子育て支援課、保育課、教育指導課〕

○障害者虐待防止センターの機能の充実〔福祉課〕

○人権擁護委員の活動〔地域振興課〕

○人権相談〔地域振興課〕

イラスト等

白岡市成年後見制度利用促進基本計画

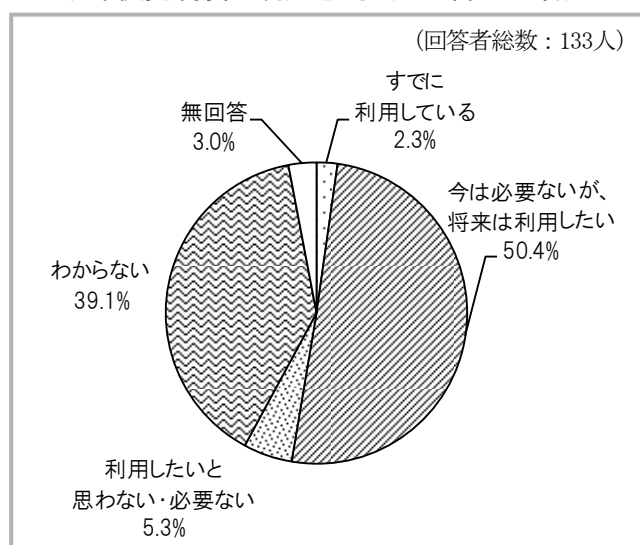
認知症や障がいがあることで財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会で支え合うことが喫緊の課題となっており、その解決は共に生きる地域社会の実現につながるものです。平成28年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行され、成年後見制度の利用の促進に関する施策を実施する責務や施策についての計画を定める努力義務が市町村に課せられました。

本市においても、知的障がい者の約半数が「成年後見制度を将来は利用したい」（資料：平成29年度「障がい者福祉についてのアンケート」）としており、また、高齢者の約半数が「成年後見制度を知っている」（資料：令和元年度「高齢者等実態調査」）としているなど、制度が認識されつつあります。

成年後見制度が必要な人が適切に支援を受けられるよう、市の認知症施策や障がい者施策と連携を図りつつ、各地域における相談窓口を整備するとともに、必要な人を支援につなげるための仕組みを構築することが重要です。

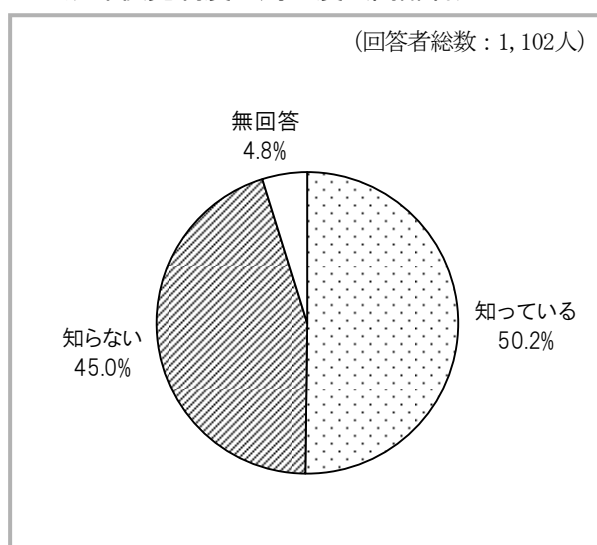
このことから、「白岡市成年後見制度利用促進基本計画」は、福祉施策に関する横断的な事項を定める白岡市地域福祉計画に盛り込むべきであると捉え、本計画に組み入れて策定するものです。

■ 成年後見制度の利用意向（知的障がい者）



資料：平成29年度「障がい者福祉についてのアンケート」

■ 成年後見制度の周知度（高齢者）



資料：令和元年度「高齢者等実態調査」

② 成年後見制度を利用しやすくしよう

判断能力が十分でない人が、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用を促進することが大切です。

市民一人一人ができること

○成年後見制度やあんしんサポートねっと事業などを理解し、活用します。

地域や団体ができること

○判断能力が低下している人を見守り、気がかりなときには関係機関に相談します。

行政ができること

○成年後見制度やあんしんサポートねっと事業などについて、周知を進めます。

○成年後見制度の利用に関する相談活動を充実します。

○権利擁護支援の地域連携ネットワーク（中核機関）の体制を整備します。

◇市の主な施策◇

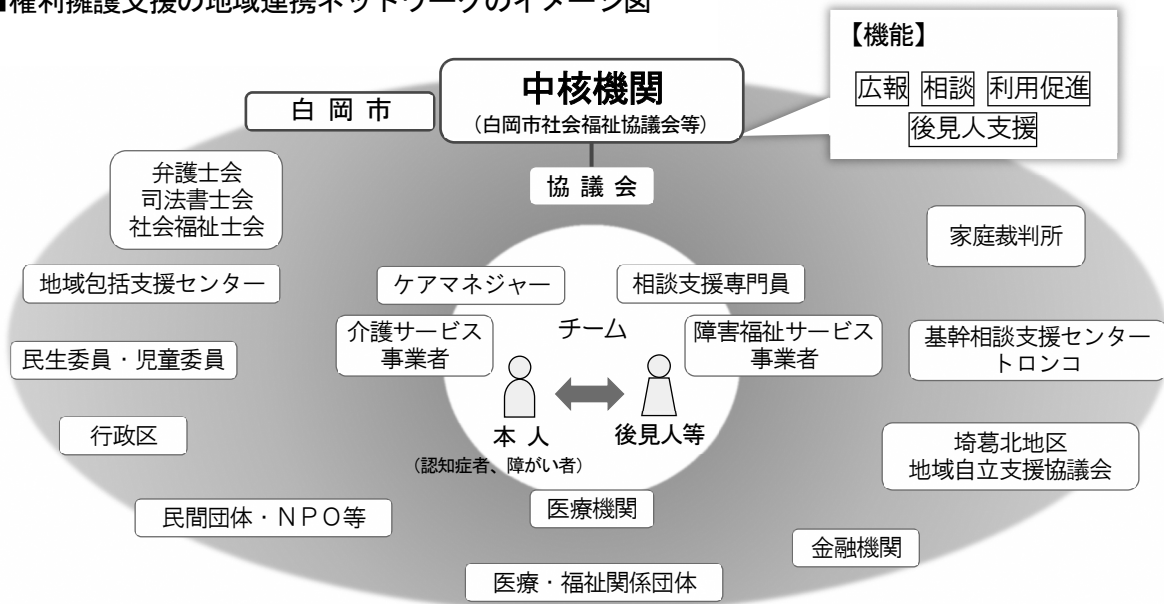
○成年後見制度の周知 [福祉課、高齢介護課、市民課、地域振興課]

○成年後見制度利用支援事業 [福祉課、高齢介護課]

○福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の周知と利用促進 [福祉課]

○権利擁護支援の地域連携ネットワーク（中核機関）の体制整備 [福祉課、高齢介護課]

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



権利擁護支援の地域連携ネットワーク

必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援に必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みを構築するもので、「チーム」、「協議会」、「中核機関」を構成要素とします。

チーム

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

協議会

後見等の開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体です。中核機関が事務局機能を担います。

中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

①広報機能

②相談機能

③成年後見制度利用促進機能

受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進（市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援）、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

④後見人支援機能

など

(裏白)

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の基本理念である「誰もが安心して共に暮らせるまちに」を実現するためには、市民と行政、社会福祉協議会、福祉サービス提供事業者、関係団体、関係機関等が連携し、福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

特に、複雑化・複合化している福祉課題に対応していくためには、行政が中核にあっても、地域住民や様々な福祉の担い手との協働が欠かせません。それぞれが担う役割、「できること」を明らかにして取り組むことにより、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創りあげることを目指します。

市 民	○地域の問題に関心を持ちます。 ○「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合います。
白岡市社会福祉協議会	○地域福祉推進の中心的な役割を担います。 ○地域コミュニティと地域福祉事業を推進します。
関係団体・関係機関等	○行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、福祉サービス提供事業者等が積極的に連携します。 ○福祉サービス提供事業者は、利用者の意向を尊重し、有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支援します。 ○地域づくりや地域の活性化に取り組む団体等と、福祉的活動の連携を進めます。
市	○地域福祉の推進のため、計画を周知します。 ○福祉課題解決のための情報提供、情報共有を図ります。 ○制度・分野ごとの「縦割り」を超え、庁内関係部署との横のつながりを強化し、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応します。

2 進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルに基づき、定期的な点検による進行管理を行います。

また、次期計画の策定時には市民意識調査を実施し、計画の評価のための基礎資料を得るものとします。

3 目標設定

■ 重層的支援体制に関するもの（再掲）

既存の相談支援体制をつなぐ連携に努め、令和7年度までに重層的支援体制整備事業に取り組み、複雑・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築します。

■ 「基本目標1 支え合いで多様な支援ができる地域づくり」に関するもの

指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和7年度)
地域行事の参加率 地域のお祭りやイベントに「よく参加する」と「たまに参加する」の割合の合計の増加	43.5%	増加 60%
地域の支え合いや助け合いの評価 白岡市における地域の支え合いや助け合いについて「よくやっている」と「どちらかといえばやっている」と感じている割合の合計の増加	40.0%	増加 50%
民生委員・児童委員の周知状況 民生委員・児童委員について、「地区の委員の名前や顔、活動も知っている」、「地区の委員の名前や顔は知っているが、活動は知らない」、「地区の委員の名前や顔は知らないが、活動は知っている」という割合の合計の増加	54.5%	増加 65%
白岡市社会福祉協議会の周知状況 白岡市社会福祉協議会の「活動も名前も知っている」という割合の増加	17.3%	増加 25%
「社会を明るくする運動」の周知状況 「社会を明るくする運動」について「名前も内容も知っている」という割合	—	増加 20%

■ 「基本目標 2 地域福祉の理解と担い手となる人づくり」に関するもの

指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和 7 年度)
「地域福祉」という言葉の認知度 「地域福祉」という言葉を「よく知っていた」と「ある程度は知っていた」という割合の合計の増加	44. 9%	増加 60%
地域のボランティアの参加率 地域や行政区の手伝い、ボランティア活動などに「よく参加している」と「参加している」の割合の合計の増加	10. 6%	増加 30%

■ 「基本目標 3 誰もが福祉サービスを利用しやすい環境づくり」に関するもの

指 標	現 状 (令和元年度)	目 標 (令和 7 年度)
民生委員・児童委員の周知状況（再掲） 民生委員・児童委員について、「地区の委員の名前や顔、活動も知っている」、「地区の委員の名前や顔は知っているが、活動は知らない」、「地区の委員の名前や顔は知らないが、活動は知っている」という割合の合計の増加	54. 5%	増加 65%
白岡市社会福祉協議会の周知状況（再掲） 白岡市社会福祉協議会の「活動も名前も知っている」という割合の増加	17. 3%	増加 25%
福祉に関する情報源の認知度 福祉に関する情報源が「わからない」という割合の減少	12. 7%	減少 5%
「成年後見制度」の周知状況 「成年後見制度」について「名前も内容も知っている」という割合	—	増加 60%

(裏白)

資 料

記載予定の内容

策定経過

白岡市地域福祉計画市民懇話会設置要綱

白岡市地域福祉計画市民懇話会委員名簿

白岡市第2期地域福祉計画策定に向けての提言書

白岡市地域福祉計画庁内検討委員会設置規程

白岡市地域福祉計画庁内検討委員会委員名簿

白岡市第2期地域福祉計画
白岡市再犯防止推進計画
白岡市成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

発 行 白岡市
編 集 白岡市健康福祉部福祉課
〒349-0292
埼玉県白岡市千駄野432番地
電話 0480-92-1111（代）
[http:// www.city.shiraoka.lg.jp/](http://www.city.shiraoka.lg.jp/)